

令和 4 年 生坂村議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 9 月 8 日 開会

令和 4 年 9 月 20 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第 22 号

令和 4 年第 3 回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 3 1 日

生坂村長 藤 澤 泰



記

1. 期 日 令和 4 年 9 月 8 日 (木)

2. 場 所 生坂村議会議場

令和4年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

1日目

○報告3件

- ・令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ・令和3年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
- ・令和3年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について

○事件案2件

- ・令和3年度生坂村歳入歳出決算の認定について
- ・生坂村大日向公園の指定管理者の指定について

○条例案1件

- ・職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○補正予算案6件

- ・令和4年度 生坂村一般会計補正予算（第3号）
- ・令和4年度 生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）
- ・令和4年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- ・令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- ・令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情等の委員会付託
- ・散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・事件案の朗読説明	9 P
・条例案の朗読説明	12 P
・予算案の朗読説明	12 P
・総括質疑	14 P
・議案の委員会付託	14 P
・請願・陳情、委員会付託	15 P
・散会	15 P

令和4年第2回 生坂村議会定例会

令和4年9月8日 午前10時 開議

議 事 日 程

【 1日目 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告第6号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
4	報告第7号	令和3年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について	
5	報告第8号	令和3年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について	
6	議案第38号	令和3年度生坂村歳入歳出決算の認定について	関係部分 委員会付託
7	議案第39号	生坂村大日向公園の指定管理者の指定について	総務建経 委員会付託
8	議案第40号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	
9	議案第41号	令和4年度生坂村一般会計補正予算 【第3号】	関係部分 委員会付託
10	議案第42号	令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算 【第2号】	総務建経 委員会付託
11	議案第43号	令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算 【第1号】	
12	議案第44号	令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算 【第1号】	社会文教 委員会付託
13	議案第45号	令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算 【第1号】	総務建経 委員会付託
14	議案第46号	令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算 【第1号】	社会文教 委員会付託
15		統括質疑	
16		議案の委員会付託	
17		請願・陳情等について	
18		請願・陳情等の委員会付託	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君
3番 藤 原 良 司 君
5番 太 田 譲 君
7番 平 田 勝 章 君

2番 藤 澤 幸 恵 君
4番 望 月 典 子 君
6番 字 引 文 威 君
8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君
教 育 長 上 條 貴 春 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君

振 興 課 長 中 山 茂 也 君
住 民 課 長 真 島 弘 光 君
健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君

書 記 坂 爪 浩 之 君

◎村民憲章唱和（午前１０時００分）

○議長（太田譲君） 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

生坂村、村民は誇りと責任を持って、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を議員全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

７番平田議員ご唱和をお願いします。

○７番（平田議員） 朗読。

○議長（太田譲君） 着席してください。

開会 午前１０時００分

◎開会及び会議の宣告

○議長（太田譲君） ただいまから、令和４年第３回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。９月定例会はクールビズで行います。暑いようでしたら上着はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染予防のためマスクの着用と適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いますのでご協力をお願いします。

なお、発言者は飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においては、マスクを外して発言することを許可します。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田譲君） 本日の議事日程は配付のとおりです。

◎議事日程の報告

○議長（太田譲君） はじめに報告事項を申し上げます。

監査委員から、令和４年５月分から７月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。なお本日は、令和３年度生坂村歳入歳出決算について、監査報告のため、池本代表監査委員に出席を求め、ご出席をいただいております。

次に、議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり議員を派遣したのでご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番宇引議員、7番平田議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月20日までの13日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって会期は本日から9月20日までの13日間に決定しました。

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) 本定例会に提出されている案件は、

報告第6号令和3年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の報告について

報告第7号令和3年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について

報告第8号令和3年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について

議案第38号令和3年度生坂村歳入歳出決算の認定について

議案第39号生坂村大日向公園の指定管理者の指定について、

議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

議案第41号 令和4年度生坂村一般会計補正予算(第3号)

議案第42号、令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算(第2号)

議案第43号 令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議案第44号 令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第45号 令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

議案第46号 令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第1号)

の報告3件、決算認定1件、事件案1件、条例案1件、予算案6件の計12件であります。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで村長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。令和4年第3回議会9月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

実りの秋を迎え、巨峰などブドウは5月の降雹被害があり、壊滅的なブドウ畑がありますが、難を逃れた畑は例年より生育が早く、今年も農家の皆さんの努力により糖度がのり、とても美味しい露地物の出荷が始まり、それぞれにブドウの集出荷、稲刈りなど、農作業に大変忙しい時期となりました。

議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また9月定例会は、前年度の決算審査についてご意見を頂戴するために、池本代表監査委員さんにもご出席をいただいておりますことに、御礼を申し上げます。

それでは9月定例会は、決算議会と言われるように、令和3年度の歳入歳出決算の認定をお願いするわけですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和3年度決算における4つの健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で議会に報告させていただき、公表することになっております。令和3年度は、村の全ての会計において黒字決算となりましたので、実質赤字比率や、連結実質赤字比率の該当はありませんでした。

次に、標準財政規模に対する普通会計の元利償還金および準元利償還金の割合の3年間の平均であります。実質公債費比率は前年度より0.1%を上回り、7.2%でございました。また、起債償還金額、退職手当支給予定額などから、基金交付税算定額などを引いた自治体が将来負担すべき実質的な負担の割合の将来負担比率は、今年も数値なしとなっております。よって、財政健全化判断比率の財政指標は良好に推移している状況でございます。

次に、財政状況を示す指標につきましては、財政の硬直度を示す経常収支比率は前年度より5.4%を上回り、77.1%でありました。また、公債費比率は5.2%。起債制限比率は4.4%となっております。それぞれに良好な状況となっております。よって、実質公債費比率につきましては、県営中山間総合整備事業などの過疎債の償還が始まりましたが、繰上償還など、公債費対策を継続して進めており、3ヶ年平均の比率は若干改善しまして、良好な傾向を示しているところでございます。

今後も各比率が改善されるように、臨時財政対策債においては、減債基金を取り崩して、繰上償還を実施するとともに、なるべく国県の交付金事業の導入をすることにし、その補助裏に、交付税措置の高い過疎債を中心とした起債の発行を図りながら、将来負担を下げる充当可能な基金の積み立てもしていきたいと考えております。

しかし、指標はあくまでもその年度の時点的なものでありますから、特に交付税に左右される村の財源の体質からも、継続的な財政健全化の取り組みは必要であると考えている次第でございます。

それでは、令和3年度は引き続き新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、当村でも住民生活や村の行事、産業などで大きな影響を受け、多くの行事、イベント等の中止、もしくは延期を余儀なくされました。村としては引き続き、村民1人当たり1万円の生活応援商品券を配布し、プレミアム率50%の「いくさかマル得商品券スーパープレミアム」を発行し、村民の皆さんの生活の一助と消費拡大を促し、地域経済の活性化に努めました。

村民の皆さんの利便性向上のため、コンビニエンスストアや電子マネーで料金各種、税金各種料金等の支払いができるように、キャッシュレス決済システムを構築し、村内の産業経済の担い手の確保のため、特定地域づくり事業協同組合を長野県で最初に認定され、人材育成を図っております。

公共事業では、次代を担う子供たちが個性豊かに育まれる環境作り等を目的に、B & G海洋センターのプール棟を改修し、人口減少対策として、石原団地の若者定住促進住宅2棟の建設を継続いたしました。水道施設や管路等の老朽化が進行し、耐震性も乏しいため、令和2年度に策定

しました経営戦略に基づき、更新を実施しており、3年度は5ヶ所の送水管布設替え工事を行いました。

普通会計の歳入決算は村税1億6538万6000円、地方交付税で13億6745万2000円等となっており、地方交付税のうち、普通交付税は12億1054万2000円の交付を受けました。ふるさと納税寄附金を積み立てたいくさか応援基金から、5351万円を繰り入れ、村の創生事業や福祉分野の財源として活用をいたしました。財政運営の将来負担を軽減するため、村債2件8687万5000円の繰上償還を行い、地方債の過疎対策事業債は、総額1億6990万円を借り入れ、そのうちソフト分は3570万円となっております。

また災害復旧事業費事業債1280万円の借り入れ臨時財政対策債4602万7000円等で両債全体では、繰越分も含みまして2億3262万7000円の借り入れとなっております。

普通会計の歳入全体は25億9121万3000円で、特別定額給付金の改元や新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金の減額もあり、前年度比6.8%減、19億17万7000円の減額となりました。

歳出の状況は、普通建設事業で、B&G海洋センタープール改修工事、（定住？）促進住宅建設事業、県営中山間総合整備事業、社会資本整備総合交付金事業等の実施により、全体で2億436万5000円となり、ハード事業の減少に伴い、前年度比5512万2000円の減額となりました。

また、義務的経費では、人件費で会計年度任用職員の増員等により、2582万4000円の増額、扶助費で2806万円の増額、公債費で繰上償還8687万5000円を除き、1194万5000円の増額となりました。

積立金では、財政調整基金、減債基金ふるさといくさか応援基金等へ2億8238万3000円の積み立てを行い、基金残高は前年度比2億5218万5000円の増額となりました。

普通会計の歳出全体では25億7316万円で、前年度比5.3%減、1億4536万7000円の減額となっております。今後も限られた財源を施策の目標達成のため、有効かつ効率的に活用することが責務であり、これを念頭に、重点事業の推進および諸事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

令和3年度の各種村税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の収納状況につきましては、3年度分の収納率は、前年と比べ0.4%上昇し、99.74%、滞納繰越分は0.69%下がり、27.97%。全体では0.88%上昇し、98.12%となっております。

これは繰り返し行ってきました折衝による過年度滞納分の減少と滞納者からの徴収金を極力現年度分へ納入とし、新たな滞納を作らないよう努めた結果であり、現在も月々決まった金額を分割納付していただくよう引き続きお願いをしているところでございます。昨年度に引き続き、軽自動車税につきましては、収納率100%。後期高齢者保険料は、平成27年度から継続して収納率100%となっております。今後も、納税義務者の公平性を保つため、税務担当課で滞納整理を進め、徴収困難案件につきましては、県税徴収対策室や長野県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、折衝機会を増やすことによって、滞納者、滞納額の減少に努めていきたいと考えております。

そして、当村の貴重な自主財源であります村税や公共料金等は、負担の公平性からも、滞納を極力なくすようにし、各部署とも連携をして、滞納整理に力を入れ、差し押さえや不納欠損等を適切に執行するように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今年度の普通交付税と臨時財政対策債が決定しました。今年度の普通交付税は前年度交付額より1.4%増、1億6277万円増の1億6027万7000円。失礼しました。1627万7000円増額の11億8209万3000円となりました。

また、臨時財政対策債につきましては、前年度比74.1%減、3410万5000円減額の1192万2000円となり、普通交付税と臨時財政対策債の合計では、前年度比1.5%減、1782万8000円の減額の11億9401万5000円となり、安定的な財政運営行うことに資する内容となっております。

村民の皆さんの安全で安心な住みよい生活を守るために、様々な分野で課題は尽きないわけですが、村民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、引き続きしっかりとした行財政運営を進めていかなければと考えております。

議員各位におかれましても、生坂村のために格別なるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告3件、決算認定1件、事件案1件、条例案1件、予算案6件の計12件であります。

報告第6号令和3年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の報告について 報告は、令和3年度の健全化判断比率および資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第7号令和3年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について、報告第8号令和3年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について、この報告2件については、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、同法第221条第3項に規定する法人について、経営状況を説明する書類を作成し、報告するものであります。

第38号令和3年度生坂村歳入歳出決算の認定について、この議案は、令和3年度各会計の歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものであります。

議案第39号生坂村大日向公園の指定管理者の指定について、この議案は、生坂村大日向公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第40号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、この議案は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に準じて、育児休業の取得の緩和等について規定するための条例の一部改正であります。

議案第41号令和4年度生坂村一般会計補正予算（第3号）、この予算案は、既定の額に5974万1000円を追加し、総額を24億58万6000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入では地方交付税2370万6000円、国庫支出金551万5000円、県支出金913万6000円、財産収入645万6000円、諸収入706万2000円、村債1272万2000円などを増額し、繰入金494万7000円を減額いたします。

歳出では総務費2801万5000円、農林水産業費1885万1000円、土木費535万7000円などを増額し、商工費401万8000円を減額する補正であります。

議案第42号令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）、この予算案は、既定の額に32万8000円を追加し、総額を3588万円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で、繰入金を32万8000円増額し、歳出では、運行費を32万8000円増額する補正であります。

議案第43号令和4年度、生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）、この予算案は、既定の額に540万1000円を追加し、総額を1億9001万2000円とする補正予算であります。主な内容は歳入で繰入金70万1000円、村債470万円を増額し、歳出では経営管理費220万円、建設改良費、320万1000円を増額する補正であります。

議案第44号令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、この予算案は、既定の額に16万5000円を追加し、総額を2億6716万5000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で県支出金を16万5000円増額し、歳出では、総務費を16万5000円増額する補正であります。

議案第45号令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）、この予算案は既定の額に250万円を追加し、総額を1億50万円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で繰入金を250万円増額し、歳出では、農業集落排水事業費を250万円増額する補正であります。

議案第46号令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）、この予算案は、既定の額に19万8000円を追加し、総額を3億819万8000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で国庫支出金と、繰入金をそれぞれ9万9000円増額し、歳出では、総務費を19万8000円増額する補正であります。以上の議案でございます。
よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

◎日程3 報告第6号から報告第8号の一括上程、朗読説明

○議長(太田譲君) お諮りします。

日程3、報告第6号から日程5、報告第8号の3件を一括議題にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、報告第6号から報告第8号の3件を一括議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

◎日程6 議案第38号

○議長(太田譲君) 日程6、議案第38号令和3年度生坂村歳入歳出決算の認定について、を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) ここで1時間経ちますので、ここで換気のため休憩に入りたいと思います。
再開は11時10分とします。

休憩 午前 10時 57分

再開 午前 11時10分

○議長(太田譲君) 再開いたします。引き続き、朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

◎監査報告

○議長(太田譲君) ここで監査委員より監査報告を求めます。

○監査委員（池本貞夫君） 議長。

○議長（太田譲君）池本代表監査委員。

○代表監査委員（池本貞夫） 決算審査の結果について申し上げます。表紙を1枚めくった、3枚目のところ、をご覧ください。

令和3年度生坂村歳入歳出決算審査意見書について申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度生坂村一般会計および特別会計歳入歳出決算、並びに関係書類を審査した結果、その意見は下記のとおりであります。

1、審査結果、

- （1）令和3年度 生坂村一般会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- （2）令和3年度 生坂村村営バス特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- （3）令和3年度 生坂村福祉センター特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- （4）令和3年度 生坂村簡易水道特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- （5）令和3年度 生坂村国民健康保険特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- （6）令和3年度 生坂村農業集落排水特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- （7）令和3年度 生坂村介護保険特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- （8）令和3年度 生坂村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類

2、審査期間、令和4年8月9日、10日、12日の3日間であります。

3、審査の総括的意見を申し上げます。各会計の予算額および支出済み額について、歳入歳出簿、日経簿、領収書、証拠書類、及び出納証拠書類を余すところなく調査の上、さらにその内容についても検討を加えて審査した結果、それぞれの決算は係数的に正確であり、内容も正当なものと認定しました。

また、各種基金積立金の運用状況についても審査した結果、関係帳簿と通帳類は一致しており、適正であると認めました。令和4年8月12日、生坂村監査員吉澤議員さんと私池本貞夫でございます。

なおここからは口頭でございますが、村税を初め各種使用料の滞納について、若干意見を述べさせていただきます。先程来から村長の挨拶、説明、会計管理者と重複する点があるかと存じますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

最初に、一般会計であります総務課関係では、令和3年度分の住宅の、入未済額が現年度分112,600円、2名、過年度分18,000円、1名、合計といたしまして、130,600円でありました。

次に住民課関係であります。令和3年度村税の収入未済額は、現年分、過年分を合わせた額になりますが、個人村民税97,693円、4名、法人住民税0、固定資産税520,300円、8名、軽自動車税は0でありました。合計としまして617,993円でありました。また、不納決損の額につきましては、個人村民税、法人村民税ともに0でありました。

固定資産税につきましては380,500円、3名でありました。そのうち、固定資産税の現年分が259,700円、2名ありました。滞納者全体の人数は15名減少し、固定資産税で不納欠損があるものの、500,000円以上の滞納もなくなり滞納整理における努力が認められます。

今後も生坂村の貴重な自主財源である村税については、納税義務者に対して適切な事務処理をお願いいたします。長期にわたり不納欠損を続ける納税者がありますが、今後、納税が不可能である場合には、条例改正によって消去することも必要と考えます。なお、困難事案については、引き続き、滞納整理機構など専門家と協力し、対応をお願いいたします。

続きまして、特別会計について申し上げます。最初に簡易水道であります。

令和3年度の水道料未収額は、現年分381,000円、13名、過年分1,060,750円、22名。合計1,441,750円でありました。有収率につきましては令和2年度が56.29%、令和3年度が67.02%と改善し

ています。現時点では74%まで改善しているということで、漏水対策、有収率改善に取り組んでいるプロジェクトチームの努力が伺えます。ライフラインとして村民が安心して水道を利用できるよう、今後の方向性について、早期に検討し、事業を進めていただきたいと思います。

次に国民健康保険であります令和3年度の国民健康保険税の未収額は、現年分331,200円、7名、過年分3517,206円、6名、合計384,8406円で、不納欠損はありませんでした。

次に農業集落排水であります。令和3年度現年分と過年度分を合わせた未収額は、下水道使用料が841,610円、23名、合併浄化槽使用料が415,100円、7名、下水道と合併浄化槽の合計は1,256,710円であります。

次に、介護保険であります。令和3年度の介護保険料未収額は、現年分0、過年分379,480円、4名であります。

最後になりますが、予算執行上の大きな不用額は年々改善されています。今後も不用額が見込まれる場合には、その都度補正するなど、早めに対処し、他事業への財源とすることを検討していただきたいと思います。自主財源である村税は若干減収となりましたが、依然として国や県からの交付税などに依存した状況は否めないところであります。ふるさと応援基金につきましては財源効果は顕著であります。今後一層増加に繋がるよう、返礼品等の検討をお願いしたいと思います。

また、今後水道、学校、公共施設の改修など、多額な財源が必要となることが予想されるため、計画性が財政運営に気を尽くして努力していただくことを望みます。今後も健全な財政運営に配慮しつつ、財源の有効な活用を心がけ、確実な事業執行ができることを願い、報告といたします。以上でございます。

○議長（太田譲君）以上で監査報告を終わります。

○議長（太田譲君）ここで、昼食のため休憩にしたいと思います。
再開は13時15分とします。

休憩	午後	0時 5分
再開	午後	1時15分

◎日程7 議案第39号

○議長（太田譲君）再開いたします。日程7、議案第39号生坂村大日向公園指定管理者の指定について、を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君）議長。

○議長（太田譲君）総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

◎日程8 議案第40号

○議長(太田譲君) 日程8、議案第40号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

◎日程9 議案第41号

○議長(太田譲君) 次に日程9、議案第41号令和4年度生坂村一般会計補正予算第3号を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) (教育次長 朗読説明)

◎日程10 議案第42号

○議長(太田譲君) 日程10、議案第42号令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算(第2号)を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

◎日程11 議案第43号

○議長(太田譲君) 日程11、議案第43号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

◎日程12 議案第44号

○議長(太田譲君) 次に日程12、議案第44号令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

◎日程13 議案第45号

○議長(太田譲君) 日程13、議案第45号令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第1号)を議題にします。担当者の説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

◎日程14 議案第46号

○議長(太田譲君) 次に日程14、議案第46号令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

◎日程15 総括質疑

○議長(太田譲君) 日程15、これより総括質疑に入ります。

日程6、議案第38号令和3年度決算の認定

日程7 議案第39号の事件案1件

日程8、議案第40号の条例案1件

日程9 議案第41号から日程14議案第46号までの令和4年度補正予算6件の計9件について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎日程16 議案の委員会付託

○議長(太田譲君) 次に日程16、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。ただいま議題になっております。日程6、議案第38号から、日程14、議案第46号までの令和3年度決算の認定事件案1件、条例案1件、令和4年度補正予算6件の計9件について、慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって、9議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程17 請願・陳情の提出

○議長(太田譲君) 次に日程17、請願4第2号更なる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願書。請願4第3号僻地教育振興法に鑑み、僻地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書。陳情4第3号沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、議題にします。

◎日程18 請願・陳情の委員会付託

○議長(太田譲君) お諮りします。ただいま議題となっている日程17の請願2件、陳情1件の内容は、お手元に配付のとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって、日程19の請願4第2号および第3号並びに陳情4第3号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

ここで事務局に常任委員会付託案件表を配付していただきますので、しばらくお待ちください。

◎散会の宣告

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月12日月曜日 午前10時から再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時 15分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 9 月 8 日

議 長

大 田 譲
平 田 勝 章

署名議員

孝 引 文 威

署名議員

令和4年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

5日目（9月12日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

- ・一般質問..... 3 P
 - 平田勝章議員..... 3 P
 - 吉澤弘迪議員..... 12 P
 - 望月典子議員..... 18 P
 - 藤原良司議員..... 23 P
- ・散会..... 27 P

令和4年第3回 生坂村議会定例会

令和4年9月12日 午前10時 再開

議 事 日 程

【 5 日 目 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君	2番 藤 澤 幸 恵 君
3番 藤 原 良 司 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 譲 君	6番 宇 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 坂 爪 浩 之 君
----------------	---------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) はい。起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより、令和4年第3回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染予防のためマスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。なお、発言者は飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番吉澤議員、1番望月一将議員を指名します。

◎一般質問

○議長(太田譲君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に7番平田議員。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 7番平田勝章です。通告に基づいて一般質問を行いたいと思います。

私からは、一つは生坂村の観光振興について、2番目は生坂村戦没者追悼式に小中学生の参加についての2題であります。

はじめに生坂村の観光協会は、村の活性化に向けて観光振興を進める任意団体として実施されてきました。組織は村長が会長となり、区長会、商工会、郵便局、そして多くの団体や役場振興課が事務局となり運営されております。また、事業内容も今年度の総会報告では、村最大のイベントである赤とんぼフェスティバルをはじめ、花火大会、農業体験ツアー、大城、京ヶ倉トレッキング、銀座長野イベント、上土ふれあい新鮮市への販売、合同庁舎での販売、松本山雅ホームタウンブースの出展、3市5村で構成されている松本広域による観光パンフレットに、観光の掲

載や名古屋などへの移動販売、年末のしめ縄飾り販売、県の元気づくり支援金を活用した電動アシスト付き自転車を購入し、村内を周遊するサイクリングやリーフレットの作成、山清路のピンバッチ作成など多くの事業を行っております。道の駅いくさかの郷、そしてやまなみ荘は村内を周遊する観光の拠点として、基盤整備が進められてまいりました。しかしコロナ感染症は3年目となり、当村も大きな影響を受けており、やまなみ荘のように人を集客施設は予約の電話からキャンセルの電話に変わり、運営が難しい状況に変わってしまいました。また、村の最大のイベントである赤とんぼフェスティバルや花火大会の中止、大城、京ヶ倉トレッキング、農業体験ツアーなどの中止などによって、村民の皆さんの活気もなくなったように思えてなりません。近頃やまなみ荘に宿泊したお客さんや高津屋森林公園のコテージを利用したお客さんなどから、当村の観光名所などについて聞かれることが多いようですが、村内の名勝や文化財などについて全体を紹介できる案内人がいません。生坂村を活気づけるには、本格的な観光面での事業に取り組んでいくことが重要になると考えます。

そこで質問ですが、観光案内所の設置が必要と思うが、いかに考えるか。現在道の駅いくさかの郷が拠点とされているが、看板がないことから観光案内所の看板を掲げることが必須と思うことについて、第1の質問とさせていただきます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 7番平田議員のご質問にお答えをいたします。

観光案内所の設置、また観光案内所の看板を掲げることについてのご質問でございます。平田議員ご指摘のとおり、これまで村内には観光案内所は設置されておきませんが、観光関係の問い合わせにつきましては、役場振興課で対応しております。また、道の駅いくさかの郷オープン以降は、施設内に各種パンフレットの配備や観光マップ、観光案内看板などを整備いたしまして、多くの来場者の方にご利用いただいているところでございます。又、村営やまなみ荘ではご宿泊やお食事にお越しのお客様からのお問い合わせや、電動自転車ご利用のお客様に、村内施設やトレッキング、ブドウ園などのご案内に対応していただいているところでございます。

道の駅いくさかの郷への観光案内所設置についてのご提案でございますが、一般に、観光案内所では、事務員、案内人でございますが、常駐をいたしまして、情報を求めて来店される観光客の方々に対して、観光情報の提供や地域イベント、特産品をはじめ、郷土食など、地域の情報を提供、案内することが想定されるため、専任の事務員の配置などが必要になると思われまゝ。人員的な課題や、通年を通じた需要の見通し、費用対効果なども含めまして、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えます。現在道の駅いくさかの郷では、来場者から、事務所の窓口やレジの前、直売所内でお客様よりお声をかけていただくことが多く、その都度ご対応いただいているとお聞きをしております。主に大城、京ヶ倉への道順や駐車場などの問い合わせが多いようで、玄関右にございます、大きな地図でのご案内や、ガイドマップをお渡しして説明するなどの対応をいただいているところでございます。

今後もそれぞれ連携を図りながら、情報の充実と共有を図りまして、生坂観光の玄関口として位置づけ、効果的に対応してまいりたいと考えます。以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 今実情はですね、道の駅に来られて、中にいる人に受付だとか、その近くにいる人たちには観光についていろいろ聞かれているということでありまゝ。最近のテレビなんか見ても、結構観光案内所ってのは結構あちこちでなんているんですかね、そこをまず探して

から、その地域のことを何かいろいろ聞こうっていうのは結構あるようですので、そういう意味では、曲がりなりにも看板をつけた方がいいかと思います。

また、その先ほどの中でも案内人とかそういう、本格的には町村ではなかなかね、動いてないかもしれないですが、市の単位では本格的に観光協会を設置してあります。それだけにまた、観光についてもまた充実しているんですけども、なかなかその町村単位ですと、そこをやらないから更に市の場合は、まだ充実していく、そうすると、町とか村の場合はなかなかそういう中途半端に終わってるのが今現状だなと思います。せっかく生坂で道の駅ができたということで、そういうところを、もうちょっと充実させるには、やっぱりまず案内場の看板を立てる必要があると思うんですけども、その辺のところも、再度振興課長にお聞きしたいと思いますが。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

今お話をいただきました近隣の大きな市でございますが、お話しいただきましたとおり、観光協会というものが法人でございまして、それぞれ運営をされているところでございます。そういった大きな市でございますが、そういったところ、そういった施設、そういった自治体につきましては、大きな集客力のある観光地ですとか、温泉ですとか、スキー場、美術館などの施設や多くのホテルや旅館など、また複数の商業施設などを抱えているところでございます。施設の案内や情報提供、イベントの発信などを行う観光案内所が設置をされて、対応いただいているところでございますが、生坂村につきましては、現行残念ながら観光施設や、問い合わせの状況について、そこまではいたっておりません。

しかし、村に目的や関心があって、訪れていただく来訪者の方々からのお問い合わせに、丁寧に情報提供やご案内をすることが、また次に訪れていただくことにも大変重要であり、必要であるというふうに考えております。大変、案内人、や観光案内所を設置するには、人材的にも費用対効果、そういったことも必要になりますが、そういったことも含めて、年間を通した事業も見通した中で検討してまいりたいというふうに考えております。答弁は以上といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 私、議長のときに松本広域で出てたんですけども、やはりその中でも観光については、やっぱりその中でやってるんですけども、どうしても3市5村の中で3市については積極的にやっておられるんですけども、5村の方になるとどうしても控え目っていうのが今そんなことが見受けられました。そんなところからですね、お客さん呼ぶには来てもらうよりも、呼び込むことをまずね、考えて欲しいなっていうふうに私は思います。

次に、山清路や大城、京ヶ倉のトレッキングの個々のパンフレットありますけども、それからリーフレットですかね、何かパンフレットとリーフレットの違いを何か調べたら、パンフレットは何かページもので、リーフレットは1枚ものが、リーフレットっていうみたいなんですけども、要は観光説明ができる観光案内人が今現在いないということなんですけど、常時観光の案内ができる人を養成することなどについて案内人を置く必要があるっていうことをどうですかってことで質問したいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

常時、観光案内ができる人、観光案内人が必要ではないかというご質問でございます。先の答弁とも重複いたしますが、当村には観光案内所もなく、観光案内人もおりませんので、観光客からの各種問い合わせにつきましては、現在役場振興課や道の駅いくさかの郷、村営やまなみ荘でそれぞれ対応いただいているところでございます。観光の案内人の配置につきましては、人員的な課題や詰めを通した需要の見通し、費用対効果などを考慮しまして観光案内所の設置と同様、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えます。

ご指摘のリーフレットでございますが、村には観光パンフレットがそれぞれございまして、村全体を網羅しました、生坂村ガイドマップの他、山清路、大城、京ヶ倉、高津屋森林公園、道の駅いくさかの郷など複数ございます。ご来訪や電話、メールでのお問い合わせの際に、お客様の目的に合った施設や、場所の紹介、施設やイベントでの配布など、観光の普及啓発など、有意義に、また効果的に活用しているところでございます。以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) ちょっと再質問したいと思います。やまなみ荘や道の駅いくさかの郷にお客さんが立ち寄ったときにそう説明されるのは、先ほども説明の中でも、その場にいた人が簡単に説明されていると思います。それ以上のことについては役場へ行ってくださいとかそういうような話で案内されていると思うんですけども、生坂村のガイドマップの他、山清路だとか大城、京ヶ倉、高津屋森林公園、道の駅いくさかの郷などのそれぞれのひとつひとつパンフレットはいつも用意はされています。ただ、お客さんから見ては、それがどうなのかっていう一つについては、わからないと思うんですよ、わかっている村の人はそれはわかっているからね。そうすると、そのときに、例えば文化財もあつたりしますよね。そうするとお客さんにはいろいろなことをその場で特に今のように、村の役場の職員だったり、道の駅の人たちからやまなみの人たちも、今もう簡単なことでは、あの説明はされていると思います。それを繰り返すことによって少し専門的にもなっておりますので、少し勉強していただければ、そのまま改めて案内所の職員とかって置く必要もないと思うんですよ。今のままで、そこでもまずやってみたらと思うんですけども、また道の駅の時間から時間、曜日も月曜日は休みだということですのでやってる時間だけでもいいんですよ。だから今の現状の中でいかにしてできるかということをやっと考えていただきたいと思うんですけども、それについて振興課長どうお考えですか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。

今議員お話いただきましたとおり、それぞれ観光の方がお問い合わせいただくときに、適切に、またできれば細かくご案内することは非常に必要であることだと考えます。先ほどお話ししましたとおり、役場振興課、また道の駅いくさかの郷、やまなみ荘、そういったところで連携を図りながら、できれば細かなそれぞれの観光地の詳細などについても、少しこちらの方で勉強する機会を作るような形で考えまして、今後、村に訪れていただく観光客の方々に対して対応していただきますよう考えてまいりたいというふうに思います。以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 私などは、70年以上村にいと、特にパンフレットとかそういうの見なくても、なからの話はできます。そういうことで、ある程度年もねいってくると、改めて勉強する

こともなく普通に自然体で構えることができると思いますので、ぜひ前向きで検討していただきたいと思います。

次に、当村の観光協会を独立した観光協会にして、中身の濃い充実した協会にする考えはないかということで、村長にお聞きしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは7番平田議員の質問にお答えをいたします。

村観光協会の独立についてというご質問でございますが、現在の村観光協会は、議員ご指摘のとおり、私が会長を兼任し、副会長に商工会長と区長会長に就任をしていただいて、事務局を村振興課職員が兼任をしております。

主な事業内容としましては、議員のご質問にもありましたが、上土ふれあい新鮮市など村外での特産品の移動販売事業や各種イベントへの出店、赤とんぼフェスティバルや体験ツアーなどのイベントの実施、その他関係団体への事業協力や広告宣伝等、情報発信事業を行いまして村の観光振興に努めており、当村のような規模の自治体としては充実した事業内容であると私は考えているところでございます。平田議員ご指摘の観光協会を村から独立した任意団体等とした場合でございますが、観光事業専任での事業推進がより一層進むと思われそうですが、それを牽引する人材の確保や運営費、事業効果などを総合的に考慮しなければならず現状では難しい状況であると私は考えます。今後も既存の観光事業の円滑な推進と内容の充実を図りながら、観光振興に効果的な組織体制について、その効果や必要性、財政面を含めて今後検討をしてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 再質問をしたいと思います。

ただいま村長の今の答弁で言われたように、内容の充実を図りながら観光振興に効果的な組織体制について検討したいという考えであります。今ですな生坂村はですな今後経済的に発展させるには、今ブドウを中心とした農業だけになっておりますけども、これ以上ですな、なかなか発展はなかなか難しいと、考えたときに、農業とやっぱりいろいろ先ほどの観光面、観光協会でやられてる事業の大半は、いろいろなことをやられております。そういうようなことを考えると、もうちょっと観光を充実させた方がいいじゃないかっていうふうに私は思います。

そして今の観光協会の組織が協力団体もずらずらといるんですけども、実際にはなかなか協会として、議論の場がないように思うんですよね。協会として、あるいは生坂村の今後のそういう発展のことを考えると、他の、そういった議論の場を欲しいと思うんですけども、それについて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 7番平田議員の質問にお答えをいたします。経済的な発展を考える上で観光協会の組織の中でしっかり協議をできる場ということでございますが、本当に各種団体に構成をお願いをしております。ほとんど、網羅しているような状況だと思います。生坂村の中で、観光行政を考える団体の皆さんだと私は考えておりまして、それでも年1回の総会だけでございますので、議員ご指摘のとおり赤とんぼフェスティバルは実行委員、区長合同会議ということで、開催をするときは、年3回会議を開いております。そういうこともありますので、何かに向けて

の協議は村民の皆さんと、細かくやっている方だと思いますが、観光、行政全般に関しては、それほど深く議論をしてこなかった部分もございます。また議員各位からもご提言をいただきながら、各種団体ともそのような協議のする場も検討していかなければと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) ぜひ、いろいろ協議の場っていうのを広く持っていて、より充実した会議を開いて、観光協会のまた充実を図っていただきたいと思います。

次に、やまなみ荘の今後の具体的な内容の検討ということで観光面でやまなみ荘は、非常に重要な施設です。で、お風呂や食事の内容に力を入れて、特色のあるやまなみ荘にすべきではないかと思うんですけども、今後さらに具体的な内容を検討すべきではないかということで村長にお聞きしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 7番平田議員の質問にお答えをいたします。

やまなみ荘の今後具体的な内容の検討についてというご質問でございますが、やまなみ荘につきましては、議員ご指摘のとおり平成21年の改築事業によりリニューアルオープンをしまして、観光交流事業の中核施設としての役割が増え、新たに農業体験ツアー、パラグライダーやラフティング等の体験ツアーなどの宿泊施設として活用をまいりました。

しかし令和2年度に、劣化度調査を実施し、そのときに改修をしなかった箇所が修繕の必要があり、特に劣化が進んでいる箇所は、浴室全体で他にも、外壁、電気設備、機械設備等の修繕が必要であり、修繕にかかる事業費が概算で3億3242万2000円と報告をされました。これを受けまして現在やまなみ荘運営委員会および生坂農業未来づくりプロジェクト会議等でのこの内容に対応するために、農山漁村振興交付金を申請して対応をしていくように進めているところでございます。

この事業の中では、サウナの増設など、浴槽の改築やおやき体験や郷土食の調理体験ができる施設を増築しまして、新たな体験メニューを構築し、都市住民との交流人口を増やすとともに、村民の憩いの場としての施設改築を現在検討しているところでございます。今後もそれぞれの会議や議員各位からもご提案をいただき、来年度の農山漁村振興交付金の採択に向けて検討協議を進めてまいりますのでご理解とご支援をお願いする次第でございます。以上、答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。再質問をしたいと思います。

私も平成21年の国事業には議員として関わってきました。2階の部屋の改修やお風呂のリニューアル、そして料理の見直しなどにより集客に繋がってきたというように感じております。しかし最近では、調理場やお風呂のリニューアルをしなかった部分は老朽化が激しく、修繕にお金がかかるようになりました。料理についてもマンネリ化の声が聞こえるようになりました。やまなみ荘は客商売ですので、やっぱりお客さんを第1に物事を考えていかなければならないと思います。まずお風呂については、当初からのラジウム温泉、これをですね、効能などを、最近はまだ表に出なくなっただけですけども、しっかりこういうことも説明したりして、効能の違いとかそ

ういうことをもうちょっと出してほしいというふうに私は思います。また料理についても、現状の料理以外にも村内のある人は、パスタを使った料理とか地元の野菜を使ったメニューなど、そういうものをもうちょっと増やしてもいいじゃないかというような声も聞かれました。そういうことで、一度検討していただきたいと思います。そして何よりもお客さんが満足して帰られることによってリピーターが増えるということになります。

その他にも前の以前にも一般質問に出たと思うんですが、グラウンドやテニスコート、それから体育館を利用した宿泊についても検討を願いたいと思いますけども、要はですね今の、例えばお風呂一つにしても、シャワーが少し壊れた状態だとか、それをお客さんとしては、普通のお金を払っているもんですから、その辺のところはちょっとお金がないしってということで、ちょっと行政の方もなかなか悩んでいると思うんですけども、やはりお客さん第1でものを考えていただきたいと思うんですけども、村長、これについてどういうふうに判断しますか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 7番平田議員の質問にお答えをいたします。

お客様第1に考えるということは私も当然だと思います。毎月やまなみ荘定例会でそういうクレーム等についても協議をしております。シャワーの水の出が悪いと言うと、直せる部分は早急に修繕をしたりしておりますし、お料理の方も十人十色でございますが、全体的には評判がこの近辺の同施設に比べれば良いというようなお話も聞いておりまして、マンネリ化というようなご質問もございましたが、その季節季節のお料理も料理長を中心に考えていただいていると思っております。地元野菜も使っていただいておりますし、また、パスタ等につきましては、やまなみ荘の定例会で少し提案をさせていただきたいと思います。村民の皆さんのお声またお客様のお声を聞きながら、やまなみ荘しっかり運営をしていきたいと思っておりますので、またお気づきの点がございましたらご提案いただきたいと思います。

コロナ禍で、運営の状況、相変わらず厳しい状況でございますが、アフターコロナを見据えてこの改築事業をぜひ進めていきたいと思っておりますので、引き続きのご理解をお願いしたいと思っております。以上答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい、先日の市民タイムスでは、安曇野市の太田市長が地元の野菜を使ったということで、大きな新聞にも出ておりました。逆に生坂もまだ、ある意味では村長みずから新聞に載つけることもまたいいと思っておりますので、ぜひ何か一つ心がけてもらいたいと思っております。

次に、戦没者追悼式に小中学校の生徒を参加させる考えについて、を質問したいと思います。当村の戦没者追悼式は毎年5月あるいは6月のいずれかの日に行われております。参加者は遺族会の会員も少なくなりましたし、戦争を知る年代は年々少なくなり、逆に戦争を知らない世代が増えています。具体的には小中学校の生徒の皆さんはもちろんですが、その親御さんも戦争を知らない世代でありますし、戦時中や戦後の生活に困った経験ありません。そんな折、今年2月にロシアはウクライナに侵略し、ロシア軍がウクライナに戦車や戦闘機、ミサイル等で一方的に攻撃し、建物が破壊され、多くの方が亡くなったり、逃げ惑う光景は目を覆うばかりであります。ロシアはさらに核兵器の使用を散らかせております。しかし、国連はこの戦争を止められぬのが現状です。ウクライナの人々は何も悪いことはしていないので、それなのに戦争が起きております。この現実を我々大人が子供たちにしっかり教えていかなければなりません。

そこで第1の質問を行いたいと思います。先の大戦について教育の場では、子供たちにはどのような教育をされているのでしょうかについて教育長にお聞きしたいと思います。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 7番平田議員のご質問に対し答弁いたします。

今年は終戦から77年を迎えましたが議員ご指摘のとおり戦後生まれの人の割合は、日本の全人口の8割を超え、戦争を体験してない戦争を知らない世代が人口の多くを占めております。戦争とは無縁の現代の子供たちに、戦時中に起きたことや、戦時中の暮らしを学んでもらうために、学校教育において、平和に関する学習が重視されています。小学校中学校で行われる平和に関する教育につきましては、平和学習、平和教育と呼ばれ、児童生徒の発達段階に応じた教育が行われており、新学習指導要領では、例えば中学校の社会科において、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことへの理解や、核兵器などの脅威に触れながら、戦争防止して世界平和を確立するための熱意と協力の態度の育成が目的とされています。

生坂村小学校中学校での具体的な取り組み内容ですが、社会科では戦争についての歴史的事実と、戦後の発展や国際貢献について知る学習。国語では平和教材を用い、物語で戦争を学び、登場人物の心情を考える学習。道徳でも平和教材を用いた学習。総合的な学習では、地域の歴史に関わる教材の中での学習等、幅広い教科で平和学習を実施しております。平和学習の推進は、SDGsにおいても重要と考えられております。

SDGsは地球上の誰1人取り残さないことを宣誓し、2030年までに、よりよい世界を目指す持続可能な開発目標であります。掲げられる17のゴールのうち、16番目に、平和と公正を全ての人という目標も含まれております。

また先ほど議員ご指摘のとおりロシアによるウクライナ侵攻でありますとか、台湾を巡る米中対立など、国際情勢が緊迫する中、平和学習の役割はますます重要になっております。次世代を担う生坂の子供たちが、適切な平和学習、平和教育を受けられるよう、学校と教育委員会がしっかりと連携し対応してまいります。以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい再質問をお願いします。

子供たちに対する教育について、私が考えてる以上に、今実際に学校では教育が行われていることが理解されました。あとは子供たちがどのくらい理解しているかということなんですけども、最近の教育の方法では、昔は先生が一般的にこういうもんだああいうもんだ、後覚えるよっというような、そういうような教育だったようですけども、最近では一人ひとりの物の考え方によって指導法が個々に違っていると、その人に合ったようなことそういう教育をしているのが今現状だということでもあります。今現在ですね、子供さんもさながら親御さんに対しても、そういう戦争の教育っていうのは必要だと思います。年に一度くらいのペースでのそういう文化講演会だとか、そういうことも必要だと思うんですけども、これ戦争に対しての講演会とかそういうものについての、村でそういう講演会やるような計画はないのでしょうか。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 7番平田議員の質問に対し答弁いたします。

戦争関係の講演会の開催の計画予定がないかというようなご質問でございましたが、現状そういった講演会を開催する予定は特に考えてはございません。ただ教育の現場ですとどうしても先生が先ほど議員ご指摘のとおり子供たちにも説明をして終わりというのがちょっとメインになってしまいますが、今総合的な学習というのをごさいますて、子供たち自らが学んだことを話し合うといったような、そういった学習の場もごさいます。ですのでそういった場をまた活用しながら子供たちに適切に戦争について教育をしていきたいと思っております。

村民の方々に対しましても、文化講演会、年1回開催しておりますので、またこういったテーマやるかというものをまた今後また検討していきたいと思っておりますけど、そういった中で戦争についてのテーマも一つあり得るのかなとは考えておりますので、また検討をしていきたいと思っております。以上答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 今ですね、教える先生もどっちかっていうと、教科書で学ぶしかないのが実情だと思います。最近信毎なんかも読んでると、実際に戦争体験者たちの言葉であったり、それから体験談が載ってますけども、やはりその辺のところがやっぱり身に迫るっていうか、どういう風に受け止めるっていうのか、受け止め方が全然違いますし、一人ひとりの中にしみていくことがまた、違っていると思いますので、そういうような体験のある人たちの講演会もぜひ検討してもらいたいと思います。

次の質問にいきます。先の大戦について現状を単に教育の場で説明されているのではなくて、戦没者追悼式の中で感じてもらうということが大事だと思います。小学生中学生の戦没者への追悼式の中で参加することについて、どういう具合にとらえるかということでお聞きしたいと思います。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 7番平田議員の質問に対し答弁いたします。

戦没者追悼式は戦争で亡くなった戦没者と戦火によって亡くなった戦災死亡者に対し、追悼の誠を捧げるとともに恒久平和を祈念するために行われており、生坂村では今年は5月24日に村民会館で行われ、私も参列させていただきました。戦没者追悼式の小学生中学生の参加についてでございますが、例えば三重県では全国戦没者追悼式に小学生中学生高校生で構成される子供代表団を派遣、東京都三鷹市では追悼式を、世代を超えて平和を考える日と位置づけ小学生が参加しコーラスを披露、また小中学生ではございませんが本県の戦没者追悼式では、高校生が参加し、平和へのメッセージの発表等が行われております。

議員ご指摘の生坂村戦没者追悼式の小学生中学生の参加についてですが、戦争を体験していない戦争を知らない世代が人口の多くを占めていく中、追悼式そのもののあり方も考えていく必要があるのではないかと感じております。その中で他地域での取り組みを参考にしながら、小学生、中学生が平和学習の一環としてどう追悼式と関わっていけるのか考えてまいります。以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 先ほど追悼式そのもののあり方も考えていく必要もあるのではないかとというような回答でございました。今、国では靖国神社とか、明治神宮だとかそういうところに行って

の参拝も言われているんですが、どっちかっていうと今地方でやってる場合は、あんまりその宗教色はないと思います。要は、先の大戦で国のために出兵し、犠牲になられた方とかあるいはその家族への追悼だと私は思っております。

そして、当村ではそれそのときの代表を村長がやられて追悼されておりますし、そしてやはりこの雰囲気、また勉強とは違う教育の中でやる勉強とは違う雰囲気を、私は小学生中学生に感じてもらいたいなっていうのは思っております。そして今実際にテレビでも見ますと、原爆投下にあった広島、長崎などでも、追悼式に子供たちが参加し作文なども披露されております。子供たちが参加することで、またそういう子供たちの多くの仲間たちも、またその戦争の受け止め方もまた違ってくると思います。そういうことも考えると、そういう追悼式に参加することも必要じゃないかなっていうふうに私は思うんですけども、教育長再度回答をお願いしたいと思います。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 7番平田議員の質問に答弁いたします。

追悼式の小学生中学生の参加ということでございますが、現在生坂村で行われている戦没者追悼式に子供たち小学生中学生が参加するとなるとちょっと内容的に難しいかなと感じております。先ほど答弁では触れませんでした、松本市では8月15日に平和記念式典ってのを開催しております、その式典の終了後、平和の集いというものを開催いたしまして市民の方も参加して、その中で市内の小中高校生が松本こども未来委員会というところを代表していろいろ発表をするといったようなことをやられている例もございますので、またそういった形で小中学生が参加をすればいいのかなというふうに感じておるところでございます。以上答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 先ほど今、教育長からの回答があったように、できれば追悼式の終わった後でもいいですけども、別のそういうあつまり集いを作って、子供たちのそういう参加をして、またそういうお互いに作文などを出し合ったり、それからまた感じていることを発表したりする、そういうことが大事だと思いますので、今後そういうことが生坂村でもできるかどうか、今後の課題としてぜひ検討してもらいたいと思います。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長(太田譲君) ここで、換気のため、休憩を挟みたいと思います。再開は11時とします。11時ちょうどです。

休憩	午前	10時48分
----	----	--------

再開	午前	11時00分
----	----	--------

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き、一般質問を行います。次に、8番吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長

○議長(太田譲君) 吉澤議員

○8番(吉澤弘迪君) 8番吉澤弘迪です。私はふるさと納税について一般質問を行います。

ふるさと納税は、2008年平成20年より開始されていて、現在の居住地の自治体ではなく、自分の選んだ自治体に納税寄付をすることができる制度です。寄付金は一定の上限で所得税、住民税から控除されますが、原則として自己負担額が2,000円を除いた金額が控除の対象となります。納税寄付を受けた自治体は、寄付金の30%相当の金額で返礼品を納税者に送ります。近年、納税を増やすために競って豪華な返礼品を自治体は納税者に送り、問題となり、総務省よりふるさと納税に認定されない事例が出ています。当村でもふるさと納税に力を入れ、関係者のご努力で、令和2年、3300万であったものが、令和2年度は1億3400万、令和3年度には1億1320万と急速に増加しており、申し込み件数は、令和4年度は約1万件となっています。ふるさと納税は村税とともに使用目的の限定されない自由財源で財政力の弱い当村にとっては貴重な財源となっています。人口減少で減少する傾向にある村民税に変わって今後自由財源として、貴重なふるさと納税を増加させることと、5000万にのぼる返礼品の農産物を増加させることは、農業振興上でも重要であると考えます。ふるさと納税について、その増加対策と今後の対応について担当者の総務課長、副村長に考えを伺います。まず最初に総務課長に伺います。

納税者が特定の自治体を選んでふるさと納税を行うには、納税先の自治体の寄付の使われ方に共鳴するとともに、またその自治体の返礼品に魅力を感じて納税をします。当村では返礼品として米3品、ブドウ23品、ジュース、豆菓子、おやき、たけのこ、漬物6品、味噌醤油5品、やまなみ荘宿泊券など44品を返礼品としています。いずれにせよ、返礼品は村を代表する特産品で、魅力ある物品です。

コロナ禍では行動制限、旅行制限があり、外出が制限されていましたが、現在では外出が自由となっていますので、返礼品にアウトドアの犀川のラフティング、高津屋山のキャンプ、ブドウ狩りなどを加え、自然に恵まれた当村の特徴を出すことが必要と考えます。また総合グラウンドの利用券、体育館の利用券、テニスコートの利用券、味噌漬物の講習会、きのこのこま打ち講習会など、ふるさと納税を促進するに当たって、やまなみ荘の集客に繋がる返礼品を考える必要があると思いますが、総務課長のお考えを伺います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 8番吉澤議員のふるさと納税の返礼品、やまなみ荘の集客に繋がる返礼品を、とそれに考えがあるかというご質問にお答えをいたします。

議員からもご紹介がありましており、ふるさと納税制度につきましては、多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体では、税収を得ますが、生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思でいくらでも納税ができる制度があっても良いのではないかと、そんな問題提起から生まれた制度でございます。ふるさと納税制度は、生まれ育った故郷に貢献できる制度であると同時に、自分の意思で応援したい自治体を選ぶこともできる制度であり、自分の生まれたふるさと、故郷に限らず、どの自治体でもふるさと納税を行うことができるため、各自治体がホームページやポータルサイトを活用し、納税者から選ばれよう取り組みが行われるようになってまいりました。

本村におきましても、制度の創設と同じ平成20年度から導入をして行っており、令和3年度までに、金額で約3億5800万、件数で2万5000件を超える納税寄付をいただいております。その金額のうち約7割が、令和2年度と3年度の納税寄付となっております。ふるさと納税に関する様々なポータルサイトのコマーシャルや、全国の自治体での取り組み事例がテレビなどで取り

上げられるなど、納税者の関心も高まってきています。そうした中で本村では、農家を中心とした村内事業者にご協力をいただき、先ほど申し上げたとおり、寄付額が増加してきたところであり、事業者の皆様に対し感謝を申し上げます。

一方で、納税に対する返礼品の多くを占める特産品のブドウは全国的にも競争が激しく、村のふるさと納税全体を見たときには、今後は安心していられない状況であると考えられます。これまでも、ブドウ以外にも、先ほど議員ご紹介をいただいたように、生坂村でふるさと納税の返礼品となりうるものを用意してきました。この中でやまなみ荘の関係では、通常の宿泊券やパラグライダーなどの体験とセットにした宿泊券、おやきと餃子をセットにした冷凍品なども扱ってまいりました。しかし宿泊券については、年に数件、2件から3件程度の利用であり、十分にご利用いただいているとは言えない状況だと考えております。

議員ご提案のように、生坂ならではの、また村のPRという視点に立ち、やまなみ荘と様々な体験の組み合わせ、あるいはブドウなどの農産物や加工品との組み合わせをすることも考えられます。返礼品をやまなみ荘に関わるものにより、生坂村に足を運んでもらえることに繋がり、交流人口の増加にもなるため、やまなみ荘を核とした返礼品について、今後、さらに検討してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長

○議長(太田譲君) 吉澤議員

○8番(吉澤弘迪君) 今の総務課長のお答えについて再質問いたします。

ふるさと納税は、各自治体のホームページや、ポータルサイトで納税者が、選ぶことができるようになっています。本村では年間1万件以上の納税寄付がありますが、これはポータルサイト業者の会員で、当村と特別な関係のない人たちで、おそらく本村の返礼品に魅力を感じて、当村に納税することと決定したものと思われます。そんなことから、今後の当村のふるさと納税の動向は、いかにして返礼品をふるさと納税をおこなう人たちの要望にあったものにするのか、また魅力あるものにするのかの一途にかかっています。そんなことから、返礼品を介して、業者の会員と本村を結ぶ輪をつくる必要があると考えます。その一つの手段として、会員も多い大都會の東京で、業者に協力してもらって、返礼品の見本市を開催することを提案しますが、総務課長は如何にお考えになりますか、お伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 返礼品の見本市のようなものを開催したらどうかというご質問でございます。

村の特産品の紹介やPRする場合は、コロナ禍前であれば松本広域連合で行う事業や、村独自でも銀座NAGANO利用したPR活動を行ってきたところでもあります。特に村が行ってまいりました銀座NAGANOでの村の紹介や、移住に関すること、特産品の紹介や販売に関することなどは、多くのお客様などを招いて行われていたものであり、コロナ禍以降、都市圏での取り組みが中止されていることにつきましては大変残念であります。こうしたお客様と対面で行うということは、ご意見を伺うにも大変貴重であるため、単なる特産品の紹介や販売にとどめることなく、議員ご提案のように日本一のような返礼品を紹介する場として捉え、ポータルサイトとの連携により、実施の告知なども広く行えることなどから、そうしたことも含め都市圏で行えるものについては、積極的に参加、開催していくよう努めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長

○議長(太田譲君) 吉澤議員

○8番(吉澤弘迪君) 続いて、総務課長にお伺いします。

全国の市町村の多数の返礼品の中から、当村の返礼品を納税者が選んで、当村に納税を決定するには、当村のふるさと納税業務を委託している業者の営業力、宣伝力が優れていないと、当村のふるさと納税は確保できません。村に代わって、委託業者が果たす役割は大きいものがあります。業務委託費などでは、ふるさと納税の経費、返礼品を含めて、納税金額の約64%で、業者に委託する収納業務と支援業務は、経費の約30%が支払われています。業者の委託について、業務の内容はどんなものがあるでしょうか。また、業者はどのようにして、当村のふるさと納税を促進しているのでしょうか。総務課長にお伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 8番吉澤議員のふるさと納税の委託業者の業務内容と納税促進の取り組みについてのお尋ねでございます。

ふるさと納税に係る業務委託は、大きく分けて二つの業務がありまして、一つは各事業者が運営するポータルサイトで返礼品の紹介をすることにより、納税寄付の受付をし、返礼品の注文が受け付けられ、寄付金、納税をクレジット会社等を通じて納入してくる業者、現在5社に委託をしておりますが、そういった業者。もう一つは返礼品について、農家などの村内事業者との調整、発送の手配、ポータルサイト事業者との商品に係る調整、納税者様への関係書類、受領証明書であったり、ワンストップ特例申請書等の作成、発送等を行う業者があります。これらの業者は返礼品事業者に対し、ポータルサイトへの掲載アドバイス、写真の撮り方であったりコメントの内容等についても行っていただいております。当村ではレッドフォースコーポレーション株式会社に委託をしてポータルサイトとの連携調整により随時更新をしていただいております。各ポータルサイトでは、それぞれの特徴を生かした方法により、業者が持つ会員であったり、顧客に対し情報提供を行っていただいております。できるだけ多くの方の目に留まることにより、村への納税に繋がるよう努めているところでございます。以上でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長

○議長(太田譲君) 吉澤議員

○8番(吉澤弘迪君) 次に、副村長にお尋ねいたします。

それぞれの自治体は、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄付金の使い道をホームページで公開していて、納税者は応援したい自治体を選ぶことができます。今後当村でも、松本市の山岳道路整備事業のように、クラウドファンディング様式のふるさと応援寄付を実施して、一星亭の復旧活用に寄付金を使用したらと思いますが、いかがでしょうか。

また、当村へのふるさと納税を増やすために、村民に関係のある他町村に居住している友人、近親者を調査して村全体のふるさと納税協力者の名簿を作成し村からの協力依頼通知を発送したらと考えますが、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、8番吉澤議員のクラウドファンディング型ふるさと納税と、新しい協力者の募集についてお答えいたします。

クラウドファンディング型ふるさと納税は、ふるさと納税制度の本来の目的である地域を応援したい、地域に貢献したい、という純粋な思いにより、事業に反映されるため、寄付金の使い道として、より具体的な事業を示し、その事業に共感いただける方から寄付をお寄せいただく仕組みで、吉澤議員ご指摘のように特定の事業を対象として、多くの自治体で取り組んでおります。現在、一星亭の活用については、一星亭活用事業検討会議を設置して検討を重ねています。旧一星亭の活用については、村民の皆様のご理解と、事業の財源確保が必要不可欠であると考えておりますので、クラウドファンディングふるさと納税の実施について一星亭活用検討会議に提案をし、協議していくように考えております。

また、他町村に住んでいる友人、親近者を調査して、村全体のふるさと納税の協力者の名簿を作成し、協力依頼の通知の発送についてでございます。現在のように、納税額が増える前には、ふるさといくさか会の会員の方を対象に、返礼品のパンフレットと依頼文を発送していたことがありました。しかし思うように納税者を増やすまでには至りませんでした。吉澤議員、ご提案の協力者を募り、対象者名簿を作成し、ふるさと納税を依頼することは、村民の方々を介しての協力依頼となり、村民の方のご理解および協力が必要不可欠になります。令和3年度の寄付件数は10,241件となっており、寄付していただいた方の都道府県等の状況が納税システムによりデータ化しておりますので、確認し検証していくとともに村民の方の関係者の協力名簿を作成することについて、効果を検証しながら、担当課と検討研究をまいります。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長

○議長(太田譲君) 吉澤議員

○8番(吉澤弘迪君) 今副村長のお答えに対して、再質問をいたします。

生坂村出身の東京在住の人たちの集まりのいくさか会については、私も議長時代に東京で行われた、いくさか会の総会に出席したり、赤とんぼフェスティバルに来られた人たちの接待、また村の広報などを発送する際、お手伝いなどを行っていて、本村といくさか会の繋がりの深かったことは十分理解しています。しかし、いくさか会の会員も高齢化して、東京のいくさか会も解散し、それを支援する地元の会長もお亡くなりになってしまっていて、現在は、いくさか会は完全に姿を失ってしまっています。しかし、ふるさと納税は、自分のふるさとに納税するという趣旨から考えて、生坂村出身者にふるさと生坂に納税をしてもらいたいというのは、私の本当の気持ちです。やっぱり自分のふるさとの生坂村と終生繋がりを持ってほしいと思うのが私の本心です。生坂出身者も代が変わり、本当に生坂で生まれた人たちは少なくなっていますので、村民の他町村に住んでいる友人、近親者を再度調査をして名簿を作り、村との繋がりを深めていくことが今後必要と考えます。再度いくさか会の組織作りをして、そのことが今後のふるさと納税にも大きな柱を作ることができるのではないかと考えています。副村長のお考えはいかがか、お伺いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは8番吉澤議員の他町村に住んでいる村外者の友人、親近者を再度調査して、名簿を作成して、当村との繋がりを深めていくことについてですが、吉澤議員ご指摘のとおり、私もふるさと生坂村には村外で移住し、村外に移住しても、当村に関心を持っていたき、当村との繋がりを持っていたきたいと考えております。ふるさといくさか会は解散してしまいましたが、世代交代が進む中、名簿の作成や、再びこのような会ができないか、担当課と検討してまいります。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長

○議長(太田譲君) 吉澤議員

○8番(吉澤弘迪君) 続いて、副村長にお伺いします。

ふるさと納税は、他町村に居住している人が、当村のふるさと納税の趣旨に共鳴して、寄付をする場合と、一方当村の居住者が、他町村のふるさと納税を行って、他町村に寄付する場合の二つがあります。他町村に納税した場合には、村の税金の納付に欠損を生じます。村では、他町村に納税する人たちが、令和3年度には21人、寄付金額が93万9500円に上っています。村では、税金の収納に全力を尽くし、村民サービスにも全力を尽くしていますが、他町村に魅力を感じて、他町村へふるさと納税を行っている人がいることは、誠に残念であります。この事実を村長は、いかがお考えになるか伺います。

また、当村でもさらに納税に村の魅力を村民に魅力を感じて、村民が納税に協力してくれるような手立てが必要ではないかと考えますが、いかがお考えになるかお伺いをいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは8番吉澤議員の当村の居住者が、他町村へふるさと納税をする場合についてお答えいたします。

ふるさと納税は国民が好きな都道府県や市町村を選んで寄付できる税法で定められた制度であります。過疎などに税収が減少している地域と都市部と地域間格差を是正することを目的として作られました。ふるさと納税は、寄付金控除という制度を活用しています。所得税では、寄付金分の所得控除が、住民税では、税額控除が適用されます。特に、軽減効果がより大きいのは、住民税の税額控除であります。

このように、ふるさと納税は税額控除の差が大きくなおかつ自治体から返礼品を受けるとできるため、非常にメリットの大きい制度であります。ふるさと納税を利用している人は年々増加しており、令和2年度のふるさと納税の控除適用者は全国で約406万人に達しております。控除を受けられる上限は、納税額によって異なりますが、控除される金額は、寄附金から、先ほど吉澤議員ご指摘のとおり、2,000円を引いた金額と定められています。例えば、年収500万円の独身の方が6万円分のふるさと納税をした場合、控除される税額は6万円から2,000円を引き、5万8000円になります。

また、税額の大きなメリットの一つは、返礼品を受け取れることです。各自治体では、寄付金の3割以内に相当する返礼品を用意しています。

つまり、先ほどの6万円を寄付した場合、5万8000円の税額控除を受けられる上、1万8000円分の返礼品をいただくことができます。このように、ふるさと納税は税法により定められた制度ですので、村民の方に他の自治体へふるさと納税を行うことに対して制限はできませんが、吉澤議員ご指摘のとおり、村では村民の皆様にご協力をいただくとともに、各職員が努力し収納率の向上や住民サービスの充実に日々取り組んで努めております。当村への納税に対してご理解をいただければと感じております。

また、当村への納税に魅力を感じて納税に協力していただく手立てについては、村民の皆様には、行政運営に対しご理解をいただくとともに、住民サービスの向上に取り組んでいき、村外のふるさと納税者については、返礼品を選ぶ際に各地域の特産品や情報を知れるため、その地域に対して親近感を抱き応援するきっかけとなりますので、現在の特産品を主とした返礼品に加え当村の昔ながらの開発されていない豊かな自然を生かした体験型の返礼についても研究したいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長

○議長(太田譲君) 吉澤議員

○8番(吉澤弘迪君) ふるさと納税についても、いろいろな答弁の中で概要がいろいろわかってまいりました。以上で私のふるさと納税についての質問は終わりますが、ふるさと納税は、関係者のご努力で令和4年には、納税件数1万件以上、金額も1億3000万に達し、村の貴重な財源に、成長しています。今後、村民の方々もふるさと納税に関心を持っていただき、役場の職員の方々に協力していただき、この制度が一層充実するよう、ご協力をいただきたいと願っています。以上で私の質問は終わります。

○議長(太田譲君) 次に、4番望月典子議員。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4番望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、有償運送サービスについてです。社会福祉協議会が運営しているこの事業は、私の調べに間違いがなければ、平成18年に導入されています。以来10数年、令和になった現在の状況を4点ほど質問します。

まず一点目、先日配布された社協だより「かしわ」に令和3年度の有償運送サービスの延べ利用回数は1,086回とありました。令和3年度から始まった買い物にも利用できるということになった。増加はあったのでしょうか。

2点目です。このサービスを利用するための規約、条件、料金等はどうなっているのでしょうか。また、住民の反応はどういうものなのでしょうか。

3点目です。職員の就業体制も質問したいと思います。

4点のうち、まずこの3点を最初に質問といたします。よろしくお願いします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それでは、4番望月典子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の質問でございますが、令和3年度から買い物利用が可能になりましたけれども、利用者の方は増加したのかというご質問でございます。有償運送サービスの買い物目的とした利用拡大につきましては、議員おっしゃるとおり、本年3月より対応しておりまして、現在、利用者につきましては、1名が増加、月に3回ほど利用が増加をしております。利用拡大以前から通院の送迎時におきまして、日常生活用品を購入するために、商店にお寄りすることには対応しておりましたので、大幅な増加とはなっておりません。

次に利用するための規約、条件、料金でありますけれども、生坂村福祉輸送サービス事業実施要綱に基づき、実施をしております。利用対象者は村内に住所を有する方で、身体障がい者、介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方、その他肢体不自由やその他の障がいを有する方、一人暮らしまたは2人暮らしの高齢者で、バス停までの距離が遠く、通院が困難と認められる方などで、会員に登録をした方とその同伴者となります。利用料金につきましては生坂村介護予防等事業実施要綱で規定されておりまして、村内片道500円から上田、鹿教湯温泉、塩尻市、山形村、朝日村の3,000円、これも片道でございますから、までの間で目的地ごとに料金を設定しております。次に住民の反応でありますけれども、使われている方には、好評だと感じております。料金につきましても、バスよりは高いですが、タクシー利用よりは安くなりますので、上手に使い分けている方もいらっしゃいます。住民の中には、有償運送という名前は知って

いても、どう使うかわからないという方もいますので、村民に周知していくことが必要と感じております。以上で答弁させていただきます。

続いて、職員体制であります。すいませんでした。職員体制につきましてでありますけれども、現在生坂村社会福祉協議会に依頼をして運営しております。運転者につきましては、国土交通大臣が認定する講習を受けております。現在4名、これは兼務者も含めまして4名でありますけれども、4名で対応しておりますが、普段は3名体制で対応しております、予約が重なった場合に、1名が応援する形で運用しております。失礼いたしました。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 平成18年10月1日施行の改正道路交通法により、白ナンバーでの有償運送が可能になりました。冒頭でも述べたとおり、当村もこの時期に社協による運営が始まったと思われれます。白ナンバーの有償運送は、福祉有償運送、過疎地有償運送、市町村運営有償運送とに分けられ、生坂は過疎地有償運送を導入しています。平成24年3月の北陸信越運輸局長野運輸支局のデータによると、77市町村のうち、導入していない市町村は、合わせて12ヶ所。そのうち村は7村です。様々な地域と合同運営をしている市町村が多々あり、それらも全て数えると、実に99法人が、有償運送を導入していますが、過疎地有償運送を導入しているところは、生坂を含め、6ヶ所、あとは全て福祉有償運送です。ここで、2、3確認の質問をしたいと思います。

まず一つ、利用時間は何時から何時まででしょうか。土日祝日はお休みでしょうか。

次が、病院への送迎の場合、そこで待っているということはありませんか。ありませんよね。帰りの時間も予約しておくということですよね。

もう一点、3月から買い物のみの利用も可能になりましたが、この場合も登録は必要ですね。以上、健康福祉課長にお尋ねします。

○健康福祉課長(松沢昌志) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志) それではご質問にお答えをさせていただきます。

まず利用時間につきましては、午前8時30分から17時までということでお願いをしているところであります。土日祝日につきましては原則利用はできません。

次に病院送迎時におきまして、待っていることはあるかということでございますが、利用者の状況によりまして待ち時間が短い場合には待っている場合もあるということでありますが原則は、議員がおっしゃったとおり、帰りの時間を予約していただきまして、お迎えに上がるという形で運用しております。

次に買い物支援のみでも登録が必要かということでありますけれども、登録をお願いしている状況であります。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員

○4番(望月典子君) ただいまの答弁に、ちょっと追加質問させてください。上田の鹿教湯温泉へ行くとか塩尻とか、結構遠方に行くこともあるようですが、そういうときも、やはり一旦は帰ってきてしまうのでしょうか。それとも、例えば向こうで待ってる間にはその待ち時間の料金もいただきますよってというようなことになってくるのでしょうか、その辺いかがでしょうか。

○健康福祉課長(松沢昌志) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志) それではお答えをさせていただきます。

上田鹿教湯温泉、塩尻方面での送迎で待っているかどうかということでございますが、待ち時間等こちらの方からの運行時間を考慮しまして待っている場合もございますし、一旦帰投する場合もございます。以上。すいません。料金につきまして、失礼しました。料金につきましては片道料金で決まっております待ち時間等の料金はいただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) はい。次に、あの、運転者ですが、てっきり2種免許が必要だと思ってたので、もう要らないということで、ちょっとびっくりしました。ただ1種免許保有者も、過去2年間に、免許停止処分を受けていないことという条件がついていました。現在4名、兼務者含むとありますが、この人たちの身分は全員社協の職員ですか。兼務者は何名なんですか。お願いいたします。

○健康福祉課長(松沢昌志) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志) お答えをさせていただきます。

社協の方の職員の方で対応しておりまして全員社協の職員でございます。兼務につきましては社協の中で事務職が1人おりますのでそこで兼務をしておるということでありまして、職員自体は全員社協ということであります。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) はい。全員の方が社協の職員ということは、空いてる時間は本職としての仕事をしているっていうことになるかなって思います。これで一旦質問を、この3点では質問を終わりますけど、ちょっと早いですか。これで質問、あと1点残ってるんですけど、それをちょっとこの時間でやるのは無理だと思いますので、ちょっと後に回してもよろしいでしょうか。

○議長(太田譲君) はい。わかりました。

○4番(望月典子君) はい。お願いいたします。

○議長(太田譲君) 申告をいただいたので、これで一旦質問を中断し昼食の時間を設けたいと思います。再開は13時から引き続きの望月議員の一般質問を行います。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 13時00分

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き望月典子議員

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 次に、有償運送サービス事業の今後の方向性について村長に質問します。
現状維持なのか、もっと範囲を広げるのか。例えば、村営バスと連動して、その空白の部分を
(> ききとれませんでした) 考えはありましようか。答弁よろしく願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、4番望月議員の質問にお答えをいたします。

事業の今後の方向性というご質問でございますが、昨年度デリシア明科店の閉店で買い物に困っている方がいましたので、地域支え合い会議で対応策を話し合っていました。グループワークやアンケート等を実施した中で、買い物は宅配サービスの利用や親族の支援などで実際それほど困っておらず、嗜好品などを見て買いたいという要望がありそのことが外出の楽しみになるという点で重要とのことでございました。一方、既存の公共交通、村営バスやデマンドバス等でございますが、周辺の自治体と比較しても遜色ない頻度で運行をされており、実際公共交通を駆使して外出している方もおいでになります。その点を考慮し、公共交通を利用しやすくするための方策を話し合っていました。話し合いの中で、周辺自治体の公共交通なども含めた使い方や予約の仕方などがわからないなどの意見がありましたので、その点をわかりやすく説明したパンフレットや紹介映像などを作りたいと、本年度元気づくり支援金を申請しましたが残念ながら採択にはなりませんでした。

しかし、重要なことですので、今年度村の一般財源でパンフレットを作成するため今事業を進めております。有償運送サービスにつきましては、村営バス、デマンドバスで対応できない部分も対応が可能であり時間の制約も受けずに自宅から目的地まで、ドアツードアで運行ができますが、料金もかかるところでございます。目的に合わせてお使いいただけるようPRをしてまいりたいと考えております。例えば買い物に行くときに、行きは荷物がありませんので、自宅からバス停まで歩いていただき村営バスで移動をしていただく。帰りは荷物がありますので、商店から有償運送サービスを利用するか、またはバス停までは頑張って村営バスで帰りまして、バス停から自宅までは有償運送サービスを使うなど、利用者に合わせた利用ができるようにご提案とご案内をしてみたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 村長の有償運送に対するお考えは、とても合理的で的確だと思いました。私も足腰が不自由になったら、こんな利用をしたいと思います。先ほども述べましたが、生坂は過疎地有償運送サービスを導入しています。福祉有償運送サービスは、利用者は要介護者、身体障がい者と移動困難者という条件がありますが、過疎地有償運送は一般住民に拡大可能となっております。中学生が日曜日にいくりんが動いてくれたらなあと言っているのを聞きました。他にもそう思っている人がいると思います。日曜日の運行を、どう思われましようか。社協の職員に負担がかかりすぎるというのならドライバーは専属にするということもありだと思えます。有償運送サービスチームというのは、どうでしょうか。維持費は今よりかかるとは思いますが、一考の余地はあると思うのです。村長のお考えをお聞かせください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 4番望月議員の質問にお答えをいたします。

日曜日、祝日の有償運送サービスということでございます。有償運送サービスチームを作って対応するよというということでございますが、前より中学生の移動には、そのような要望もございました。費用がかかることは、望月議員もご存知だと思いますが、なかなかどのように対応していか村営バス運営協議会、地域公共交通協議会等もでございます。そちらの方でと、あと、過疎地有償運送サービスの話し合いもございますので、そちらの方でまず現状を把握しながら検討をさせていただきたいと思ひます。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) いろいろ調べてみたんですけど、他にも使い道とかいろいろあると思うんです。それで、例えばですけど、大城から下山したときに、駐車場まで皆さん登山客が歩いて戻ってくるっていうような話があったり、そういうこともこの過疎地有償運送ならできるんじゃないか。それとちょっとこれはどうなるかわからないんですけど、池坂線の路線バスも、もしかしたら廃止になったりして、そういうところでも活用ができるんじゃないか。それと何ていうんでしょう、さっきもちょっと言ったんですけど、サービスチームを作って、これを市町村福祉有償運送ってところで管理するっていうか、健康福祉課の中にそういうチームを作って、その人たちが常時、その日曜祝日も動くっていうようなこともちょっといろいろ考えてみたんですけど、これはちょっと難しいことでしょうか。村長、どういふふうにお考えになりましょう。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 4番望月議員の質問にお答えをいたします。

確かに大城、京ヶ倉縦走しまして下生坂からまた万平へ帰るということで、一度私も偶然お乗せしたこともございますが、大変喜ばれました。そういう点でも、福祉有償運送サービスが使えるのか、また、もう今年度中に池坂線もどのような運行形態にするかも決めなければなりませんし、いろいろなサービスチームで対応できるかというような、具体的なご提案もいただきましたので、しっかりまた協議をさせていただいて、どのような形が良いのか検討させていただきたいと思ひます。本当に移動困難者の足の確保というのも行政の大事な仕事だと考えておりますので、今後また担当部署と検討をさせていただきたいと思ひます。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) はい。前向きな答弁いただきまして、大変心強く感じました。午前中の健康福祉課長の答弁にもありましたけど、なかなかあの周知がされていない。そういうこともありますから、今後既存の公共交通のみならずこの有償運送サービスのこともぜひ村民の皆様にとしっかりと周知をしていただくことをお願いして、私の質問は終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長(太田譲君) ここで次の質問者の藤原議員より追加資料を提出されております。これを認め、今から事務局より配付をしていただきますので、お待ちください。

○議長(太田譲君) 次に、3番藤原議員。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 3番藤原良司です。通告に基づき、一般質問をいたします。宇留賀区鷺の平 ある休眠会社について質問をいたします。

この会社は、平成14年、私が住民課長のときに2回の火事を出しました。このときは、産廃の許可業者として長野県の指導のもとにある企業ということで、村としては、県からの情報提供を受ける立場にありました。このときの村長は、前村長寺島前村長で、20年前、藤澤村長の時代ではありません。しかし、藤澤村長になって16年間、草木が生い茂る以外、外観は変わっていません。この休眠会社は生坂村の行政区域の中に存在しています。私も住民課長として、廃棄物行政に関与していたものとして、行政がどのように対処してきたか確認する責任があると考えていますので、一般質問の対象とさせていただきました。そこでまず、住民課長に、この未処理の廃棄物への対応その現状について、県に調査をお願いをしてあります。まず4点について一括して質問いたします。

この会社は現在も存在していますか。登記簿上を含めご回答ください。

この会社の管理者を把握していますか。

この会社の産業廃棄物処理の許可は現在も継続していますか。

搬入された廃棄物のマニフェストの保管状況は、県に確認をしていただきましたでしょうか。以上、住民課長に現況について質問いたします。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) それでは3番藤原議員の質問にお答えいたします。

まず一点目ですが、この会社は現在も存在しておりますかと登記簿上含めてということでございますが、この会社につきましては現在みなし解散となっております状況でございます。

続いてこの会社の管理者を把握しているかというご質問でございますが、現在につきましては不明というような状況でございます。

続いて産業廃棄物処理の許可は現在も継続しているかというご質問でございますが、現在この会社の産業廃棄物処理の許可につきましては、処分業等取り消されているような状況でございます。

それと四つ目としまして、搬入された産業廃棄物のマニフェストの保管状況について、ということでございますが、県に確認したところ、産業廃棄物処理業の許可取り消し以後、県において、マニフェスト等から特定した排出事業者、自主撤去を依頼するなどし、残置、廃棄物の解消に取り組んできたとのことです。一方で、現時点でもなお、残置されている廃棄物については、処理業者にてマニフェストを保管していなかったものであり、県にも保管されていないということでした。以上、答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員

○3番(藤原良司君) まず一番のみなし法人の解散ですが、みなし解散ですが会社法の規定により、株式会社が12年間役員変更などの登記を一切行っていない場合、法務大臣は株式会社に対し、まだ事業を廃止していない旨を2ヶ月以内に届け出させるよう、官報で公告します。公告日から2ヶ月経過してもなお、届け出せず、登記もされなかった場合には、株式会社は解散したものとみなされます。2ヶ月の期間満了時に解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をします。株式会社であり、最後に登記をしてから12年間経過している、いわゆる休眠会社に対する法的措置でございます。しかし、みなし解散をしても、当然には会社は法人格は消滅せず、

清算会社として存在しているということになります。登記記録についても、閉鎖されるわけではありません。みなし解散した株式会社は原則として、解散時の取締役が清算人となって、精算事務手続きを開始させる必要が生じます。

次の2の管理者を把握していないということは、固定資産税の納付義務者を把握していないということになり、村税が納付されていないことになります。管理者を把握していないと、課税ができないということになってしまいます。管理者は、当該企業の清算人であり、登記簿上の取締役役となると思われます。課税は清算人に対してか、みなし解散となった休眠会社のいずれに対して実施していますか。一般論としてでも結構です住民課長答弁、可能でしょうか。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) それでは3番藤原議員のご質問にお答えします。

当村としまして現在のところ、休眠会社の方に納税通知書等を送付しているような状況でございます。以上答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。ここで今、休眠会社へ課税をしているということでございますが、平成27年にみなし解散されてしまっているということであり、清算人が課税対象となるのではないかと考えられますが、この辺は県と県の整理機構との話の中でしっかり詰めておいていただきたいと思います。ただ、清算人の生死を含めてですね、住所等が問題になります。課税の実務では、最終的には公示送達という手筈がございますが、税法14条第1項の住所および居所が明らかでない場合とは、送達を受けるべきものについて通常必要と認められる調査、市町村役場近隣者登記法等の調査をしてもなお、住所等が不明な場合を言いますとあります。所要の調査をすれば住所等が判明する可能性があったにもかかわらず、単に1回限り郵便または信書便による送達が宛先不明で返戻されたことを理由として、所要の調査をしない、というような場合は公示送達はその効力を生じないということが明治39年それから昭和7年、昭和44年の判決で出ております。この住所の調査は、産業廃棄物の指導管理のために県が実施済みと考えられますので、課税調査であれば情報提供を受けられると思います。清算人に対して課税する場合は、県に資料提供を要求していただきたいと思います。これは課税の実務のところでございますので、この辺にして次の3の産業事業者の許可取り消しと法の規定による解散登記、これについては致し方ございません。

しかし、4のマニフェストに対する回答は納得がいきません。確かに搬入ヤードと思われる建屋には、廃棄物はありませんでした。しかし、火事を起こした倉庫の廃棄物の写真追加資料として左側の方に、全体の左側の上の方に全体の写真それから、その下に火事で焼け焦げた廃棄物が見えます。当然中まで行って写真を撮ったわけではございません。外からしか封鎖されておりますので、中の状況は確認できませんが、外からでもこのような状況でございました。しかし、この廃棄物については手をつけた形跡がありませんでした。

日本産業廃棄物処理振興センターの資料では、廃棄物の処理および清掃に関する法律第27条の2第1号で委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処理が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められるとき、下記のこのような違反をした排出業者には支障除去等の措置命令が出せることになっております。つまり、マニフェストに残る排出業者には自主的に撤去してもらったという答弁ですが、処理がされていなかったということですので不適正処理ということで、廃棄物は撤去の措置

命令が出せると法の規定があります。マニフェストの廃棄物が全て排出者により搬出されたマニフェストに残る廃棄物が全て排出者により搬出されたという証明はなかなか困難だと思われます。住民課長には、県の現状のままでの調査を通告していますので、住民課長への質問をこれにて終了し、次に村長に質問をしたいと思います。

初めに申し上げましたが、産廃業者の指導管理は県の業務です。村の自主財源である固定資産税、令和2年の不納欠損額が38万200円となっていますがこのほとんどではないようですが、当該企業に起因するものが多くあると思われます。村長は今9月議会の冒頭挨拶で、税の公平性ということで差し押さえと不納欠損にも触れておられました。差し押さえは当然としても、不納欠損は住民感情として受け入れられるものでしょうか。差し押さえには法の期限があり、滞納税は5年経過すると、差し押さえを取り下げて、時効により不納欠損とするしかありません。これらの状況は村の行政として出来る限界と考えていますか。あるいは解決に向けた対応、その経過、計画があれば可能な範囲でお示しください。村長をお願いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

固定資産税の不納欠損の解決に向け対応した経過と計画についてというご質問でございますが令和2年度の固定資産税の不納欠損額の内訳につきましては、個人情報等も含まれておりますので、申し上げることができないところでございます。また、行政として、地方税法等に従いまして手続きを行っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上、答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員

○3番(藤原良司君) はい固定資産税のみの質問ではございませんでした。4期16年の任期中に草木が生い茂り、施設内がどうなっているのか、不安を口にする住民もいます。不安の現況であるこの施設について、不安を解消するための対応、または施設を撤去するための努力をされたか、この辺をお伺いしたいと思います。いかがですか村長。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問ですけれども、実務的なことも含まれますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

それでは、3番藤原議員の宇留賀鷺の平の操業していない産業廃棄物処理会社用地への解決に向けた取り組みについてお答えをいたします。今までの取り組みでございます。平成21年2月上旬から3月にかけて産業廃棄物処理会社の東京電力敷地内にある、プラスチック焼却灰等の撤去処分を、当時の長野県環境部廃棄物監視指導課に依頼して、ご支援をいただき、撤去費用につきましては、東京電力株式会社負担で産業廃棄物、燃え殻が約400立方メートル、産業廃棄物、廃プラスチック類が200立方メートルの処理を行いました。その後も、長野県環境部廃棄物監視指導課に残っている廃棄物を処理できないか依頼してきましたが、当会社には代表取締役1名、取締役が2名役員登記されていましたが、3名とも行方不明となり、対応ができないというようなことでございました。

他にも、これ私当時担当でございましたが、山清路大橋の工事での残土置き場として、また残土置き場として松本建設事務所で用地を探していた折、そして国道19号の防災トンネルの残土埋立地を探していた折に、当該地を紹介しましたが、産業廃棄物の処理が困難なため、実現には至

りませんでした。また、平成31年に銀行関係や不動産関係の企業を通じて企業誘致を模索し2社が村内に現地調査に入りましたが、その際にも当該地の状況を説明し現場まで行ってみましたけれども、条件が折り合わず、実現できないというような状況でございました。
このような取り組みを今までに行ってきたといたします。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員

○3番(藤原良司君) はい。今までも対応してきたということで、村の努力には敬意を払うところでございます。何しろ、この施設は県が指導管理をしなければならないということで、一番最初に私が住民課長のときに、やはりある程度対応ができればよかったわけですが、そういうこともできない状況の中で、県からの情報提供のみを村の資料として残していくというような状況でございました。

ところが20年経ってですね、ちょっと経過が怪しくなってきました。現在東電の平ダムが放流されているため、河川敷まで降りることができました。そこでちょっと資料配付をした写真の右側を見ていただきたいわけですが、急なこれを崖の方から見上げますと、急な崖に面して簡単な鉄骨とトタンで作られたフェンスがございまして。その内側は先ほど申し上げた一番最初の搬入の建屋なのかどうかその辺がわかりませんので、ものがあるのかなのか、その辺は中に入ることができませんので当然わかりません。ただ、こういった状況の中で先ほどの残された、ちょっと火災にあった廃棄物、ここから出る、雨水による排水がどんなものなのか。残された廃棄物の成分について情報公開が必要ではないか。さらに管理者のいない、いつ崩れるかわからないフェンス、崩れれば、犀川まで一直線に崩れていく。異常気象の続く天候、この中でどんなことが起こるかわかりません。先ほどの写真のすぐ横には、木が2本倒れております。斜面に倒れております。この斜面を護岸をした部分も若干見られましたが、あまり護岸をしてあるというところは見受けられませんでした。

村長は産業廃棄物の排出者責任については、穂高広域等の訴訟等で十分承知していることと思いますが、マニフェストを適正に管理していれば、残っている産業廃棄物の撤去も可能なわけです。さらに、マニフェストがないということでもあります。廃棄物の成分も現地調査をしなければ不明ということになってしまいます。そういったことでこの辺、今必要とされている部分もこの後私申し上げるつもりではございますけれども、このような状況を村長としてどのようにお考えなのか回答をお願いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

今回の困難案件でございますが、副村長答弁したように村としてもできる限りの対応をしてきたところでございますが、藤原議員一番ご存知のとおり大変難しい案件でございます。再度、県の方には調査をしていただき、どのような対処ができるかしっかり県と連携をして対応してまいりたいと思いますし、護岸に関しては東京電力の敷地かと思っておりますので、東京電力の方にも調査をしていただき対応できるかどうかしっかり要請をさせていただきたいと思っております。

以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。現在できる限りの対応はしてきたということでご回答いただきましたけれども、ちょっと判例をちょっと読み上げさせていただきます。

福岡県飯塚市で操業停止した産業廃棄物処理場が有害物質が流出したとして周辺住民が県に廃棄物の撤去などを求めた訴訟で、最高裁第3小法廷は県側の上告を退け、産廃の撤去措置を業者に命じるよう県に義務付けた2審福岡高裁の住民訴訟の勝訴の判決が確定しました。

つまり業者に撤去を命じるということです。業者はみなし解散だ、こういうことになってしまっていますので、その後になりますと結局、県の方の責任がある程度生じてくるのではないかと。このように、県は管理責任だけでなく、撤去を命じられたようなそういう判例もあります。

村長には、不安の元凶が存在する自治体の首長として、住民の不安を解消する努力をする必要があります。重ねて申し上げますが、産廃業者への指導管理は県にあります。そこで県への要望、先ほども村長が諸対応を協議していくとか、そういった回答もございましたが、主となりますので若干私の方で提案をさせていただきたいと思います。

先ほどとの発言に重複する部分がありますが、第1弾として雨水排水等の調査により有害物質の調査を実施し、その状況を毎年公表する。第2弾として廃棄物の撤去を実施すると、こんなような段階を踏んで進んでいただきたいと。これはあくまで県に対する要望を村長にお願いするような形になってしまいますが、あくまでこういったことを提案して県と協議を続けていただきたいとこのように考えます。以上で私の質問を終了とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日13日火曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。起立。礼。ご苦労様でした。

散会 午後1時41分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 9 月 12 日

議 長

友田 龍

署名議員

吉澤弘迪

署名議員

望月一将

令和4年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

6日目（9月13日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

・一般質問	3 P
望月一将議員	3 P
藤澤幸恵議員	12 P
太田 譲議員	18 P
字引文威議員	26 P
・散会	31 P

令和4年第3回 生坂村議会定例会

令和4年9月13日 午前10時 再開

議 事 日 程

【 6 日 目 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君	2番 藤 澤 幸 恵 君
3番 藤 原 良 司 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 譲 君	6番 宇 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 坂 爪 浩 之 君
----------------	---------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和4年第3回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩を取り、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。なお、発言者は、飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においては、マスクを外して発言することを許可します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番藤澤議員、3番藤原議員を指名します。

◎一般質問

○議長(太田譲君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。初めに、1番望月一将議員。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 1番望月一将です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は今後生坂村を挙げて取り組んでいく予定の脱炭素社会構築に向けた事業について質問をいたします。当事業については、村長によるゼロカーボン宣言の表明に始まり、新聞等でも取り上げられておりますが不明瞭な点も多く、村民からも様々な意見がありますので、今回の一般質問により少しでも事業計画がつまびらかになればと考えております。

はじめに、雲根地区で現在行われている「『創造の森』プロジェクト」について、4点お伺いいたします。当プロジェクトは「広報いくさか7月号」によると、株式会社松本山雅と生坂村と

の共同事業となっております。共同事業者の株式会社松本山雅は当プロジェクトのイベント参加の他に具体的にどのような形で関わっていく予定なのでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 1番望月議員のご質問にお答えをいたします。

「『創造の森』プロジェクト」の事業について、株式会社松本山雅が具体的にどのような形で関わっていく予定かというお尋ねでございます。2020年10月に日本政府は2050年までに温室効果ガスの排出を国全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。長野県においても同時期に議員提案により、「長野県脱炭素社会づくり条例」、通称「ゼロカーボン条例」が制定されました。このように、ゼロカーボン脱炭素に向けた取り組みが進められており、村においても「生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議」を設置し、生坂村にあったゼロカーボンアクションを進める村づくりに着手し地域課題を解決する政策として、環境と地域おこしを掛け合わせたプロジェクト「いくさか『創造の森』プロジェクト」といたしました。プロジェクトは地域コミュニティの創出と村が進めるゼロカーボンアクションを結び合わせ、脱炭素化ライフスタイルの実証実験を、下生坂雲根地区に作り、イベントと脱炭素化ライフスタイルの啓発活動を進めているものでございます。

望月議員お尋ねのこのプロジェクト松本山雅と村の関わりにつきましては、松本山雅におきましては、関係者が雲根で行っております「『創造の森』プロジェクト」の実証実験にも既にご参加いただいているところでございますが、それらにとどまらず生坂村の脱炭素事業において、松本山雅やサポーターを通じた情報発信力を生かしたゼロカーボンを村内外へ波及できる取り組みを今後検討していくこととしております。またイベントの共同開催の他にもプロジェクトスポンサーやサプライヤーの募集などの協力といった形で関わっていただくという予定としております。

以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。先ほどの答弁の中にありましたプロジェクトスポンサーについてですが、こちらはゼロカーボンとともに地域課題を解決していくためのいくさか「『創造の森』プロジェクト」に関わるスポンサーということでしょうか。あるいは、これとは別の新たなプロジェクトに関わるといったものでしょうか。お伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたします。

プロジェクトスポンサーにつきましては、現在行っております雲根での「『創造の森』のプロジェクト」に関するスポンサーということで、関わっていただく予定としております。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。こちら地域課題とゼロカーボンを結び合わせたプロジェクトということでご答弁いただきましたけれども、具体的にどのような事業があるのか、

そういったものもし決まっていないうであれば、大体の骨子で構いませんので教えていただけますでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 今回の「『創造の森』のプロジェクト」につきましては現在、雲根地区で行っているものは実証実験でございまして、それらを受けて、生坂村にあった脱炭素の地域に向けた計画を策定していくということで、具体的な事業等につきましては、この後出てきます事業計画の内容の中で決めていくことということになるかと思ひます。以上でござひます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。

それでは「『創造の森』プロジェクト」について2点目の質問に移ります。

雲根地区に建設予定のオフグリッドハウスの建設費用はスポンサーを募り民間企業数社から資材提供もある予定となっております。こちら「広報いくさか7月号」に掲載をされている内容であります。現在の進捗状況ありましたら教えていただきたいです。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 雲根地区のオフグリッドハウスの現在の進捗状況についてのお尋ねかと思ひます。雲根地区に予定をしております、オフグリッドハウスの施設本体の設計や、基本計画につきましては、本議会に關係予算を計上しており、用地取得についてお認めをいただいた後に建設に必要な手続きを行い進めていくこととなります。そういったことから、現時点では、オフグリッドハウスの立地条件にふさわしい場所を選定した、できたというそういった状況でござひます。施設の設備に關しましては、太陽光パネル、太陽光温熱器、センサー付きトイレなど、資材提供のご協力をいただける企業からのお話をいただいておりますが、本年度は9月以降建設に向けた手続きと基本計画の策定を行い、本格的な整備着手につきましては、令和5年度を予定をしているところでござひます。以上でござひます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。

先ほど答弁にありました、施設設備の資材提供いただける企業が既にあるという点については大変評価できることと思ひます。またその答弁の中で一点、再質問させていただきます。オフグリッドハウスの立地条件にふさわしい場所を選定したとお答えいただきましたが、こちらの用地はどのような場所で、選定の理由はどのようなものであるかお伺ひいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 今回の施設を設置する用地につきましては、地元説明会を開催いたしまして、地元の皆様からご意見等をいただく中で、土地を提供いただける方がおったというところで土地の方は決めたということでありましたが、その他に今回のオフグリッドハウスの建築に關わる設計等ご支援いただいている先生からも、水の集まり具合ですとか、そういったことも考慮して、このあたりがいいんではないかとそういったご助言もいただいた中で今回のオフグリッド

ハウスとしての立地にふさわしいということで、地元とそういった設計の先生からの、両者からのご助言等をいただいたそれから、お認めいただいたところを設定をしたというところでございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。答弁の中で地元の土地提供者の存在や、水質調査等で専門家の方からのご助言をいただいたということでは理解できました。私も6月のゼロカーボン宣言の際に一度伺ってはおりますが、他の議員からも指摘のあったように、当該地までに向かう道路は非常に狭く、何かしらの整備が今後必要となると予想されますが、こちらに関してはどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 今後行われます計画を進めてお認めをいただいた後に行うわけですが、令和4年度に二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金で計画を策定し、今後その中でハード事業等も取り入れていく計画としておりまして、そういった中で道の整備など必要であると、そういったご意見をいただいておりますので、それらの事業の中で行っていけるようになればということで計画をしてるところでございます。以上でございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ご回答ありがとうございます。では次の質問に移ります。

オフグリッドハウス建設後には純国産オフグリッドハウスのショールームとし、いくさか大好き隊が運営を行い、脱炭素型ライフスタイルの実証実験の場として利用していくとこちらも広報いくさか7月号に掲載されております。そちらの内容によりますと約1ヘクタールの用地の中に宿泊施設を建設し、畑などを管理していくとありますが、こちらの運営に関して人員想定、利用者想定、収益想定等はできているのでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。

オフグリッドハウスの人員想定、利用者想定、収益想定はできているのかというお尋ねでございますが、オフグリッドハウスの基本計画自体は、現在計画策定中であります。そのため、精緻な試算につきましては、これからになりますので、ご了解いただきたいと思います。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。こちらに関しては後ほどに関連の質問がありますので、一旦置いておきます。では次の質問に移ります。

現在当村にはやまなみ荘、いくさかの郷、高津屋森林公園、スカイスポーツパーク、上野農村公園、水鳥公園といった宿泊、購買、レジャーに向けた施設が既にいくつも存在しておりこれ以上の施設建設は、今後の運営も含めて財政面や人員面の面からでも厳しい将来が予想されますが、こちらについて村長のお考えをお聞かせください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは1番望月一将議員の質問にお答えをいたします。今後の運営を含めた財政面人員面でも厳しい将来が予想されるというようなご質問でございますが、世界で頻発をしています集中豪雨や猛暑などの地球温暖化に起因する気候危機は全世界共通の喫緊かつ最優先の課題となっております。2015年に採択をされました「パリ協定」において、世界的な平均気温の上昇を産業革命前と比べ1.5℃に抑えるように努力することが定められました。さらに、2021年に開催をされましたCOP26では、「パリ協定」の1.5℃努力目標の達成に向け21世紀半ばのカーボンニュートラルを目指して、2030年までに野心的な気候変動対策を実行するとともに、石炭火力発電の低減や、非効率な化石燃料補助金の段階的な削減などに取り組むことが、締結国に対して求められたところでございます。

世界がゼロカーボンの実現へ大きく舵を切る中で、当村も未来を担う子供たちが安心して暮らせる持続可能な社会を作るためにも、カーボンニュートラルを脱炭素社会を目指す必要を痛切に感じまして、今年の6月16日に村民の皆さん、議員各位のご理解をいただき生坂村では、村民との協働による村づくりの継続によりまして、第6次総合計画の将来の姿、「確かな暮らしを明日に繋ぎ明るく健やかに生きる村」に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目標にすることを宣言をしたところでございます。望月議員質問の「『創造の森』プロジェクト」につきましても、当村として宣言をしました2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの目標としたプロジェクトの中の1事業と考えております。雲根地区の『創造の森』事業は、現在検討をしているところではございますが、レジャー施設という面だけではなく、脱炭素事業モデルとしての位置づけや、大好き隊の活動フィールドとしての位置づけも考えております。また、対外的な受け入れという用途だけではなく、村でも活用できる施設として計画をしております。

施設の運営につきましては、今年度の計画策定の中で計画をしておりますが、村の直営以外にも、指定管理制度や地元との協力等を視野に入れながら、財政負担に配慮した運営方法を検討しております。また雲根地区の施設のみならず、他の施設の運営につきましても、直営で実施している施設については、各施設の定例会や運営委員会で協議をするとともに、公共施設総合管理計画において、持続可能な運営方法を総合的に検討していきたいと考えております。

以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。

国、県ひいては世界の動向に歩調を合わせていきながら取り組んでいく姿勢については理解できました。答弁の中にレジャー施設だけでなく脱炭素事業モデルとしての位置づけや大好き隊の活動フィールド、村でも活用できる施設としての計画を検討中とありましたが、先ほど私の質問では新たな施設を無理をして作るのではなく既存の施設を脱炭素型のスタイルとして利活用していくこともカーボンニュートラルに向けた有効な事業となり得るのではないかと、といったものでした。既存施設の利活用ということであれば、財政面、人員面さらには村民の方々の理解も得やすいかと考えますが、そのあたり村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番望月議員の質問にお答えをいたします。

既存施設の利活用ということでございますが、計画の中に公共施設に太陽光発電を設置するような計画は議会の皆さんに説明をしたかと思えます。この計画もいろいろございますけれど、今後公共施設にはなるべく太陽光発電とかそういうもので再生可能エネルギーをなるべく使うような形をとっていきたいと思えますし、全然オフグリッドハウスは違うものでございまして、そこら辺はまた違う視点から「『創造の森』プロジェクト」を考えているところでございます。以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。

先ほどの質問でも総務課長にご答弁いただきましたが、約1ヘクタールの中に宿泊施設を建設し畑などを管理していくだけの人員想定、利用者想定、収益想定について、こういった想定は、今後のプロジェクト計画において、核となる重要事項であると考えます。ですので当村の財政規模や人口動態等を十分に加味して、精緻な計画立案をお願いしたいと考えております。

次に、脱炭素事業に関わる補助金交付金について質問いたします。既に今年7月に、令和4年度、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が採択され、当初のカーボンニュートラル目標に向けてのコンサルタント費用として当該補助金が利用されることとなりました。コンサルタント費は総額997万7000円でそのうちの748万2000円に当該補助金が充てられ、残りの249万5000円を一般財源から充当することとなっております。コンサルタント費用に1000万円近くが充てられるとなれば、当村のカーボンニュートラル目標に向けての各プロジェクトの総費用はかなり大きなものとなると予想されます。

そこでこのコンサルタント委託について2点お伺いいたします。

1点目が、コンサルタント委託は、プロポーザルによって選出予定ということになっておりますが、そちらの採用基準について教えていただきたいです。

2点目が、脱炭素に向けた当村の総合的な事業計画が未だ具体性を帯びていない中で、既に計画を進めているプロジェクトがあります。こちらは先ほど答弁の中にもありました雲根地区における畑の整備、講師を招いての地質調査、アースオブワークショップさらに、来年5月着工予定と言われているオフグリッドハウスの建設であります。今回のコンサルタント委託費用は、これらのプロジェクトにかかる費用であるのか、あるいは、脱炭素社会構築に向けた総合的な事業を想定しての費用であるのか、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 1番望月議員のご質問にお答えをいたします。

脱炭素先行地域づくり交付金についてのお尋ねでそのうちの1点目のご質問でございますが、コンサルタント採用基準についてのご質問でございます。現在指名によるプロポーザルの事務を進めておりまして、選考委員会を今月の26日に予定をしておりますので、採用基準につきましては現在公表は控えさせていただいております。

2点目でございます。総合的な事業を想定しての費用であるかというお尋ねでございます。雲根地区での事業は、今後の『創造の森』全体のプロジェクトを決定していくための実証実験であり、脱炭素事業としての位置づけとともに、いくさか大好き隊の将来的な活動フィールドとしての事業でもあります。そのため、現在の試験栽培や、『創造の森』プロジェクトでの地質調査、(アースオープン、大好き隊活動経費、あるいは元気づくり支援金を活用して実施をしておるところでございます。なお、この計画づくりにおけるコンサルタント委託は、これらのを検証

データをもとに構築していくものであり、望月議員が言われる村の脱炭素社構築に向けた総合的な事業計画とその事業を策定していくものでございます。さらに、この計画のもと、ハード整備については、脱炭素先行地域づくり交付金を視野に入れており、本交付金は村の独自性やモデル性の高いものが採択要件であることから小規模村であることを強みに、脱炭素地域づくりができる質の高い事業計画の策定を目指していきたいと考えております。以上でございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。プロポーザル選考が今月末に行われるというご回答をいただきました。

当村のような過疎地域は全国に無数に存在しており、脱炭素への移行に関するコンサルといったものは、どの自治体でも似たような内容のものが対応されてしまうといった可能性があります。小さな自治体という強みを生かして、当村独自の脱炭素地域の構築をしていくためには、特別な審査基準といったものが必要かと考えます。コンサルタント選考は今後の脱炭素事業にとって重要なものとなるため、慎重な選考をお願いしたいと考えています。

次にコンサルタント委託料金について、1点再質問をさせていただきます。約1000万円のコンサルタント費用というのはどのように決定されたのかという質問ですが、先ほどから答弁の中で具体的な事業内容や精緻な計画については今後検討していくとのお答えをいただいております。その中で具体的な事業内容や計画がない中で、今回の費用の金額1000万円という金額の妥当性の根拠はどのようになっているのかお伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたします。

コンサルタント料の決定根拠と金額の妥当性についてのお尋ねでございます。今回補助金の内示のありました令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金につきましては、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標ロードマップを策定する事業で、国では事業費を1000万円程度と見込んでおり選定の要件にもなっているところでございます。村でも今回の事業はコンサルタント業務であり、脱炭素社会に向けた専門的な見地が必要であるということも踏まえまして、経費の多くは人件費でもあり、従事する人件費を積算する根拠といたしまして、長野県建設部で出しております実施設計単価表の区分ごとの技術者単価で算出をしております。経費につきましても、国の補助事業として通常認められる率で積算しており妥当であると考えております。以上でございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。

妥当性なく言われたとおりに金額が決定されているのであれば、もう一度協議が必要かと考えておりましたが、先ほど総務課長ご答弁いただきましたように、専門性や国や県の指針に従っての算出ということであれば理解はできるかなと思います。次の交付金申請に向けて計画策定を行っていかねばならなくて、スケジュール等で急いでいるのは理解できるのですが、今一度村民の目の見えないところで、規模の大きな事業内容が決定されていくというようなことに関してもう一度目を向けて考えていただきたいとも思います。

次に先ほどの答弁の中にありました、ハード整備のための脱炭素先行地域づくり交付金について伺います。脱炭素先行地域に選定された場合に村の一般財源からの持ち出しも出てきます。財政面の問題は、今後クリアできる想定で行政側も動いているかと思いますが、現状で公表できる限りで構いませんので、脱炭素型社会構築のための具体的な事業内容と、事業規模を教えてください。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。

脱炭素社会構築のための具体的な事業内容と事業規模についてのお尋ねでございます。脱炭素先行地域づくり交付金は単なる再エネ整備等のハード整備だけではなく、地域の課題解決や効果促進を図ることができる村で必要な取り組みを4分の1の負担で、実施できる交付金であることから、今後課題となる施設の老朽化により費用負担が懸念される事業、例えばやまなみ荘の問題であったり、公共交通、バスの問題なども視野に入れて、考えていくこととし、詳細はコンサルタントを通じた本年度のロードマップの策定で計画をまいります。また財政負担については、イニシャルコストでの御指摘ではありますが、持続可能な村づくりとしては、更新後のランニングコストの軽減も含めた総合的に必要な設備、整備政策として捉えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます

当村が抱える地域課題として昨日の一般質問でも挙げられておりましたやまなみ荘や公共バスといった施設や設備の老朽化による費用負担が懸念される事業の更新、こういった問題については、デジタル化とも親和性が高いため、私が6月定例会でも提案させていただいた村独自のNFT発行等も含めた幅広い事業展開も可能かと思っておりますので、そういった幅広い内容を期待します。

次の質問に移ります。

来年2月にエントリー予定の脱炭素先行地域に関わる交付金補助金は、どの程度のボリュームとなるか。また採択に向けた取り組みと今現在の手応えと状況を教えてください。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたします。

交付金の採択に向けた取り組みと手応えについてであります。今回採択された令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における計画づくり支援事業は、全国で130市町村の応募があった中で採択が14市町村、とりわけ村での採択は当村のみという結果となっております。今回の本村の採択は都市型脱炭素モデルと異なる、中山間の小規模ならではの脱炭素モデルの構築を期待されているものと考えており、来年2月に向けてしっかりと検討し計画を策定してまいりますと考えております。お尋ねの、脱炭素先行地域づくり交付金のエントリーは、まずは本年度、補助金を活用し村の脱炭素ロードマップを期間計画として策定した上で交付金事業で実施する内容を決定していくこととなるため交付金事業の事業内容や事業規模等については、今年度のロードマップ策定後にお示しができるものと考えております。脱炭素先行地域づくり交付金は、独自性や波及効果等、採択のハードルは非常に高い交付金であり国としては、採択された市町村

から他の自治体へのドミノ式に脱炭素の波及効果と取り組みの促進に繋がるということ、目指しているというふうに考えているというふうに理解をしております。交付金に採択されるよう、村としてもその先駆的な取り組みについて計画し、実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。

来年2月にエントリー予定の、脱炭素先行地域づくり交付金のハードルの高さについて、理解できました。先ほど答弁の中でもありました具体的な事業内容や事業規模はロードマップ策定後に示していただけるということでしたが、大体の金額規模というか、といったものをもしわかるのであれば、大体でいいので、教えていただけますでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。

先ほども答弁を申し上げましたとおり、村の地域課題であったり、その課題解決やその効果促進を図っていくという、そういったものも事業の中に取り入れていくということで、公共施設の更新等についても今後事業として取り入れていくというふうになります。そういったことから現時点ではその詳細等についてはまだまだ未定でありますので、概算につきましてもご答弁できる状態ではないということでご理解いただきたいと思います。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。

交付金がもし採択された場合には、村の独自性や他の自治体への波及効果等を示していかなければならないということですので、近隣市町村を巻き込むような形で広域で大胆な事業展開の計画策定を期待します。先ほど答弁にもありましたように小規模村であるが故のフットワークの軽さを生かして、ロードマップ策定を行っていただきたいと思います。

それでは最後の質問をいたします。

議会活動を通して村民の方々から、当該プロジェクトについて様々な質問や意見をいただきます。広報や、ICN、村長のブログなどでは、細かく発信はされているかと思いますが、様々な情報が錯綜しており、冒頭でも申し上げましたように、議員の立場からしても回答ができないような場面があり困惑するところもあります。脱炭素先行地域に関わる交付金が採択された場合には、大規模な事業展開となるためこれまで以上に村民への情報周知や意見交換が必要となると予想されます。今後のそういった対応についていかがお考えか村長にお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは1番望月一将議員の質問にお答えをいたします。

各プロジェクトの村民の関心度、認知度についてというご質問でございますが、先ほど答弁しましたように、前提としましては、カーボンニュートラルが村のみならず、全世界で対応しなければならない喫緊の課題でございます。国、県でも推進するように全国レベルで取り組んでおり地球温暖化や環境問題の見地に立って捉えていくべき取り組みであると考えております。

令和4年4月25日に第1回「生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議」を実施しまして、その会議の中でゼロカーボンに向けての取り組みは、村民の皆さんにご理解をいただくことが重要という協議結果によりまして、翌月の「広報いくさか」5月号から脱炭素の取り組みをテーマとしましたコーナーの連載を行いまして、8月号まで4回の掲載を行い村からは一貫して広報いくさかの内容とおりに周知をしているところでございます。

今後も「広報いくさか」をベースとしまして、「生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議」の内容や8月の臨時議会でお認めをいただきました二酸化炭素排出抑制対策事業および今後申請を予定しております脱炭素先行地域事業の状況につきましても、村民の皆さん、議員各位など、引き続き周知啓発に努めてまいりますので、議員各位にもご協力をお願いする次第でございます。

なお、先ほど来出ていますとおり今月末からは村の脱炭素ロードマップ策定を本格的に進めてまいります。まずは村の脱炭素全体像を明確にして方向性を定め、情報発信を行いながらご意見を伺う機会を設けていくよう考えているところでございます。以上答弁といたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。

先ほど村長答弁ありましたようにカーボンニュートラルについては、全世界的な取り組みであり今後もさらにテレビ新聞等で情報は発信されていくかと思えます。だんだん村民の方もそういった内容から理解等はされていくかと思えますが、私もその議会や広報、ICN等で今回の事業に関する情報は得ておりますが、広報やICNに関してはやはり媒体の性質上どうしても一方通行の情報発信となっているように感じています。

これは先ほど申し上げたように村民の方々も多く同様に同じようなことを考えているのかなと感じています。環境に配慮するライフスタイルや自治の実現に向けた取り組みについて賛同の声もある一方で、今後、村民は脱炭素に強制的に取り組んでいかなければならなくなるのかとか、村民に対して事後承諾的なやり方になってしまうのではないかと、こういった疑問の声も実際に聞こえてきてはおります。行政側が与えていくのを待って、受身で参加していくのではなく、村民も村民がもっと脱炭素型社会構築に向けて、自ら動き出せるような、そういった周知の工夫をして、村民主体でこの事業に取り組んでいけるように理解し合うことが一番重要なことかなと考えておりますので、今後本格的なロードマップの策定については慎重かつ大胆に行っていただきたいと願います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開は11時10分とします。

休憩	午前	10時55分
----	----	--------

再開	午前	11時10分
----	----	--------

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き一般質問を行います。次に、2番藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 2番藤澤幸恵です。通告に基づき質問いたします。

地域公共交通を含めた今後の生坂交通のあり方について質問したいと思います。

村民の移動手段として運行されているものとして、村営バス、周回デマンドバス、保育園バス、スクールバスがあります。村営バスについては、今年度から第1便の始発を大日向とし大日向バス停を大日向橋村道側へ移動して利便性の向上と安全に利用できる改革がされました。また、高校生の通学補助としてバス定期券や回数券等の費用の半額が補助されるようになりました。保育園バスやスクールバスは購入してから何年も経過し、バスを利用する児童数も考え、コンパクトカーへの移行も視野に入れた協議も必要と感じます。村営バスは現在の方が本格的にされてから10年が経ちます。現在の利用状況と今後のニーズ等を考慮すると、抜本的な見直しをする時期と考えますが、村としてのお考えをお伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 2番藤澤議員へのご質問に対してお答えをいたします。

地域公共交通を含めた今後の生坂交通のあり方についてということで、抜本的な見直しをする時期ではないかというお尋ねでございます。犀川線の路線バスは、平成8年度まで当時の松本電鉄が運行をしていましたが、過疎化やマイカーの普及などの影響で利用者が減少し、継続運行していくことができないと判断されたため、廃線を余儀なくされました。そこで、平成9年度から生坂村営バスとして運行を開始し、路線バスを維持してきましたが、幹線道路を中心とした経路に限定されることで、山間部集落等へのきめ細かいサポートができないことや、利用者のニーズを十分に捉えきれてないことから、利用者が減少し収支状況も悪化していきました。

このような状況の中、平成20年度に地域公共交通活性化および再生に関する法律に基づき、生坂村地域公共交通総合連携計画を策定し、平成21年度から平成23年度の3ヶ年にわたって国の補助金を受けながら実証運行を行ってきました。この総合連携計画は、交通不便者の要望にできるだけ沿いつつ、村の適正規模にふさわしい範囲で新たな公共交通体系を再構築したもので、利用者実績の動向やアンケート調査などを踏まえた運行範囲や経路、ダイヤなどの見直しを行い現在の幹線バス犀川線と周回デマンドバスの運行となったものであります。

藤澤議員がおっしゃるとおり、見直しをする時期であり、今までどおりの補助金を受けるためには、令和2年11月の地域公共交通の活性化および再生に関する法律の改正により令和5年度末までに、補助系統の地域の公共交通における位置づけや、補助事業活用の必要性等について地域公共交通計画に記載が必要であり、活性化再生法に基づく協議会において、協議がなされることが必要であることとされました。この計画の策定にあたり、利用者へのアンケート調査や村民への調査、また、財政規模の見直しやゼロカーボンに向けての車両形態の検討、近隣市町村との交通モードをシームレス切れ目なく繋ぐ環境整備、ダイヤの見直し、また、キャッシュレス化の導入などを検討協議し、住民が利用しやすい運行形態にしていまいりたいと考えているところでございます。なお、保育園バスとスクールバスの件につきましては、教育委員会より答弁を申し上げます。以上でございます。

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) それでは私の方から、保育園バスとスクールバスの件につきまして答弁いたします。

現在保育園バスの利用園児につきましては、下生野で3名、下生坂で2名の合計、5名が利用しております。保育園バスを利用できる園児は3歳以上児で、保護者がバス停まで送迎できるこ

ととしております。保育園バスは、平成16年式で幼児26人乗り、現在走行距離は17万3000キロ、と年式的には古くなっていることから今後、園児数を考慮しながら、更新時期また乗車人数、財源等を調査研究していきたいと考えております。

またスクールバスにつきましては平成20年式で41人乗り、走行距離は20万8000キロとなっており、現在35名の児童が利用をしております。今のスクールバス更新時におきましてそれまで2台あったスクールバスを1台にした経過があること、また現在の新型コロナウイルス感染症対策で、乗車時に児童の密を避けるためにも、乗車人数は大きく変えずに、時期の更新時期等を研究していきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。保育園のスクールバスに関しては、体は小さい園児の規格に合わせて、合わせた車両でなければならないので、維持管理をお願いするとともにそうですね、通園時の利用人数は少ないですが、保育園の行事である遠足だとかそういったことには20人以上の園児を乗せて出ていくということもあると思いますので、更新時期が来たらその辺も考慮してやっていただければいいかなというふうに思います。

それとともに園児の送迎時における安全確認を徹底していただいて、過日起きた置き去り事件、というのはもう絶対にあってはならないことですので、今までも生坂保育園そういったことはないので、これからも職員と気をつけて徹底してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それからですね、まず地域公共交通計画の策定にあたり利用者へのアンケート調査や住民への調査、またゼロカーボンに向けての車両形態の検討とありますが、どういった方、村民に向けて調査をするのか、また調査の具体的な内容等あったら教えていただきたいということと、あとゼロカーボンに向けての車両形態の検討ということは、電動バスの導入を検討されているのか、そうだとすればいつ頃を検討しているのか、わかる範囲で教えていただきたいです。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 答えいたします。

新たな計画の策定にあたっての、利用者へのアンケート、それから村民への調査等についてのご質問でまず一点目ですが、それにつきましては令和5年度末までに先ほど申し上げましたとおり、公共交通における位置づけや補助事業活用の必要性等について計画に記載が必要であるということと言われております。まだまだ具体的にどのような調査等を行うかということは決まってはおりませんが、そういった計画の必要性があるということで、担当の方では既に少しずつどのような計画にしていくべきかということを検討しておるところでございます。その中でアンケート調査や村民への意向調査等についても、内容が具体的にできるかと思っておりますので、またその時点でお示しができればと思っております。

また次に、車両形態の検討についてであります。先ほどのゼロカーボンのお話でもありましたが、村のバスの更新についてEV車であったり、ハイブリッド車であったりということで、検討をしているところでございます。現在の車両も、もうかなり年数が経っており故障がちであるといったことからできれば早く更新をしたいところでありますが、なかなかあのクラスの車両の中でゼロカーボンに向けての車両というものがまだまだ開発されてないというところがあったり、あっても外国車製であったりということで、導入してもその今後のメンテナンスだとかそういったこともなかなか課題になるのかなということでありますが、いずれにしても、開発が

されればEV車がいいわけではありますが、ハイブリッドなども視野に入れた中で車両形態については検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。EVバスの導入の検討をされているということで、できるだけ良いものがあれば早めに導入をしたいということなんですけれども、私もちょっと調べてみたんですけれども、今やはり市場いろんな業者やなんだ市町村で導入されているEVバスは、やっぱり中国製のものが主流でそれがいけないかということでもないようです。電動バスのメリットと言えば、環境性能やそこ、性能だけではなくてエネルギーコストについてもディーゼル車と比べて30%から40%の削減になるということと、さらに部品の数も3分の1になるため、整備が大幅に効率化されるということもあるそうです。先ほどおっしゃったように、国産のものはまだ少なくて開発もこれからというところで、価格も7000万円くらいと高額のものになるそうです。中国産のものになると、1台1980万円ぐらいのものになるそうです。メンテナンスの心配があると思うんですけど、会社によっては充電のステーションも、もちろんあのバスだけではなくて必要になってくるんですけれども、そういったところから、メンテナンスまで全てアフターケアが整っているという会社もあるそうで、今そちらの会社のものがとても日本の市場、日本だけではなく世界の市場で大変普及されてるというような記事も私の方で拝見しました。できるだけ早い方がいいというのであれば、一台そういったものを導入してみるのも一つの方法になるのかもしれないですし、開発、そういったものの開発っていうのは本当に早いので、3年後ぐらいになると、日本の企業からもそういったバスがどんどん開発されて出てくるという可能性もあるのでその辺の時期の見通しは難しいのかなということは思うんですけれども、今後もう限界がきたバスを更新する時期にはやっぱりEVバスの導入をゼロカーボンということで関わりもありますし、検討されたいかなというふうに思います。

それからこれからその策定に関してアンケート調査等をしていくということなんですけれども、やはり今までも村営バス運営するにあたって、デマンドなどを使ってできるだけ高齢の方たちが外出できるような機会、それから学生の通学が不便にならないようなことを考えてやってきていただいていると思うんですけれども、それだけにとどまらず今後はやはり年代層も変わって行って、今は免許証を持っていて車を運転しているが、何年後には返納も考えていかなきゃいけないという世代の人たちの考え方とか、その辺のどういう生活を自分たちがするのかというような意識調査みたいなものも行ってもらって、そういった方たちが、やはり本当に今高齢者で、運転免許証を持ってる方はたくさんいらっしゃるんですけれどもやはり交通事故であったりとか、そういったものも増えているのが現状でまたその車を手放すと、移動手段がなくなって日常生活に支障が出るっていうのが一番の免許返納できない理由になっているのも、実情ですの、高齢者による交通事故の増加、またはゼロカーボンに向けての住民意識の働きかけとして自動車免許の自主返納時期も考えていただけるような対策も必要になってくるのかなと思います。そういったことも、考慮しながらいろんな層の方が車がなくても、どこかに出かけたり、買い物ができたりというような、イメージができるようなアンケート、ただ聞くだけではなくて具体例を出して、こうこうだったらどうですかみたいなそういう調査で郵送で送ってお返事をいただくだけではなくて、やはりきちっと聞き取りというか、話をして、もっとう、きめ細やかな聞き取りをするというのかなというふうに思いますのでぜひそういったことでやっていただきたいと思います。

根本的な抜本的な見直しということで、私、申したんですけれども、先日も有償運送のことで一般質問ありましたけれども、やはり社協の方で、運営というか、事業を行っているので、どう

しても高齢者の通院だとか買い物というところで対応している、そういう人しか使えないのかなという認識になるのは当然のことでそれ以上の需要は多分賄いきれないのかなという部分もあります。

有償運送その過疎地の有償運送だと地域住民がドライバーとして、自家用車を使うだとか、こちらで用意した車両を使って送迎をするといったようなことが可能です。公共交通を行政に任せるだけだとやはりちょっと限界が皆さんの要望を全て網羅するのには限界があるので、村民の方にもご協力をいただいて、お互い様の精神で助け合っていくということも今後は少子高齢化ももっと進んでいくのでそういったことも必要なので、投げかけていく必要があると思います。

利用できるのは住んでる住民だけではなくて例えば生坂に観光に来た方のやまなみ荘から高津屋森林公園だとか生坂の中の移動手段として、だったら、村外の方も乗れる、利用できるというようなこともできるので、あの上手に、うまくやっていくといろんな人を取り込んで、有効にやっていけると思いますので、そこら辺のところの認知もしていくといいのかなと思います。

今のスクールバスそれから道の駅の買い物支援の送迎、社協の有償運送、やまなみ荘のバス、それから村で所有しているバスも数台あるわけですが、なんていうんですかねそれぞれが独立していろんな絡みで、それ以外のことはできない。これは、この事業は、高齢者向けの事業だからとか、これは道の駅の事業だからみたいなふうな分断しているんな車体が生坂の中をぐるぐるしているということがあって、そういったものを、今後は全部を総合的に持続可能な移動手段を確保していくっていう考え方で、各関係の団体状況を把握して問題を全体的に捉えて整理して各分担、各団体の役割分担や組織の変更、とかも含めた全体的な調整を図るような見直しをやはり村が主体となって行っていくべきではないかなと思います。

交通政策は将来を見据えて、福祉の点はもちろん地域の持続発展の観点や、観光や小規模店舗を守るといった産業振興の観点などまちひとしごとを作る、総合的な観点で、部門で分けるのではなくて総合的にビジョンを描くのが今後必要になってくると思います。そのようなビジョンを生坂村でももってどのように住民の移動手段を確保していくのか。村としての方針を一つ出して、関係団体と協議し合ってまとまていくのがいいんじゃないかなと思います。

今ある村営バスの会計の歳出が3400万ぐらいあるわけですが、その主なものはやはりその人件費、運転手さんの人件費と、委託料、会社への委託料ということになっていて、それらの財源というのは、本当バスを利用する方の収入で300万円、国からの補助金で570万円ぐらい、あとはもう村の一般財源から2600万円を補填して運営している状態であります。今すぐこれをやめるとすることは、住民の移動手段生活に支障が出てくると思うので、これで今のこの状態を将来、一本化していくということを見据えて、経費の削減できる部分を少しずつ削っていけるようなことをちょっとずつやっていける部分はやっていった方がいいかなというふうに感じています。例えばスクールバス、を止めていくりんの方で子供をいくりんを使った子供がいくりん登校するというようなことも考えられますし、あとは生坂村にたくさんある車両をうまく使い分けて、ちょっと今ある規模をコンパクトにしていくというようなことをしながら、もう少し向こうの将来のことも並行して、考えていった方がいいかなというふうに思いますが、その辺に関しては、どうでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

今縷々村営バス、またデマンドバス、福祉有償運送等等多くの当村の移動手段について総合的にビジョンを考えて、将来一本化していけばどうかということでございます。前にもスクールバスを廃止して、いくりんというようなお話もございまして、なかなかいくりんも約1時間に1

本というような運行形態で、近隣の市町村の中では案外、定時定路線としては運行している方だと考えております。唯一の公共交通というのが、バス系統になります。当村には国鉄ＪＲの駅がございませんのでそういう点では、移動手段として致し方ない部分でございましていろいろご提案いただきましたので今後、アンケート調査もさせていただきながら村民の皆さんの意向を考えてより良い形にいかねばならないという時期かと思えます。

おかげさまで運行費の８割は特別交付税で３月に繰入していただきますのでそういう点では財政面で助かってはおりますが、昨日の望月議員の質問にもございますとおり、多方面から考えていって、村民の皆さんのご協力もいただきながら、移動手段として、対応できるのか、今後検討してまいりたいと思えます。以上答弁といたします。

○２番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○２番（藤澤幸恵君） はい。いろんな検討事項がたくさんあるので、今すぐということではないので、いろんなそういう村長今おっしゃられたように多方面からいろんな研究をして、どれが一番いいのかなということを村民の利用する利用者への意識調査をきちっと行っていくことが大事かなと思えます。最終的に何年後に、何年か後には委託業務をしている村営バスを村が主体で運営していくっていうことになれば、いいんじゃないかというふうに私も思えます。やっぱり人件費とかそういったものがものすごくかかりますので、バスは主、朝の高校生通学、少しのあの社会人の通勤の方、それから夕方方は分散はされますが夕方の時間の帰ってくる者のそこが大量に人数が乗るところであって、その間の間はやはり、どうしても空きが出てしまう。バスを走らせても、数名もしくは空のときもあるわけで、でもそこには必ず人件費みたいなものは当然発生するわけで、そういったことも考えて、バスでなければいけない部分はバスで補って空白の時間、空いた時間を、やはりいろんな有償運送だと地域のボランティア、またはあのサポート事業として、送迎のサポート事業として、やっていくっていうようなことを考えていって、考えていきながら、今ある村営バスの運営の代替の費用を計算して例えばこのバスを走らせる代わりにこういったことをやるとか、昼間のこの時間の数人の足を確保するためにバス１台を走らせるんじゃないかって、例えばもうタクシーを呼んでいただいて、そのタクシーに対する補助を出すとか、そういったような、今に変わる策を考えて、そこでどっちの経費がいいのかな、どっちにした方が将来に向けて本当の意味で、村民のために有効的な支出になっていくのかなっていうようなことを、今から少しずつ考えていくといいのかなというふうに私は思うんですが、村としては村で村の交通を運営して一本化してくっていうようなもう委託をやめたと、将来的には委託をやめってそんなような少し考えがあるかどうか教えていただきたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） ２番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

村の公共交通村営バスの委託をやめてというふうなお話でございますが、現状では最初は村営バスは村でやっておりましたが、その後、指定管理ということで専門の業者をお願いをしているところでございます。人員的にそういう人たちがいるのかということもございまして、維持管理の面でプロでありませんで村の職員は、そういう点で安全面で大丈夫なのかとか、いろいろな点を検証しなければいけないと思えます。現状の中で、本当に藤澤議員指摘するように徐々に考えていかねばいけないことは私もそう思います。

いろいろな運営委員会、そして村民の皆さんのご意見も聞きながらしっかりまた研究をさせていただきたいと思えます。以上、答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 本当にあと20年もすると私も車の運転がおぼつかなくなるかもしれない、私の母親に関してはもう70くらいですけど、もう本当に危ないので運転をもうよしてくれということで、今はもう全くこの2年ぐらい車の運転はしていません。まだ免許は、免許証は持っていますが、運転はしていません。父親がもういちいちついて買い物、何から何までいってる状態になっています。本当にその生坂村も、今後そういう方が増えて車を運転できるの方が、もう格段に少なくなってしまうので、やはりあの地域で支え合ってやっていくことが大事なかなというふうに思います。良い方向にできるようにぜひ検討をお願いしたいと思います。以上で私の一般質問を終わりにします。

○議長(太田譲君) ここで、昼食のため休憩を挟みたいと思います。

再開は13時30分とします。

休憩 午前 11 時 47分

再開 午後 1 時30分

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き一般質問を行います。これより、私が一般質問を行いたいと思いますので、議長を副議長と交代します。

○議長(字引文威君) 議長を交代いたしました。一般質問を続けます。次に、5番太田議員。

○5番(太田譲君) 議長。

○議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) 5番太田譲です。通告に基づき、一般質問を行います。

まず初めに、教育長が4月に就任されてから半年が経過しようとしております。就任時には既に生坂村へ保小中一貫研究検討会からの報告書が提出されており、村の教育の方向づけという重要な問題と向き合っていたいただいておりますが、最初の質問としまして、私も含め地域の皆様が教育長が一体どういう人なのだろうと、というようなところも、皆さん関心もあると思いますので、この生坂村という地域や生坂の教育、教職員であったり子供であったり、保護者も含めについてどのように半年でお感じになられているかを最初の質問といたします。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(字引文威君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 5番太田議員の質問にお答えいたします。

教育長就任から半年が経ったということでございますが、4月に当生坂村の教育長に就任してから今月末で半年が経とうとしております。県の職員として松本地域での勤務経験がない私にとりましては生坂村はいわば未知の土地ではありましたが、毎日自家用車通勤で見る犀川の流れや、山清路の荘厳な景観、スカイスポーツ公園から見られる絶景と山紫水明という言葉が生坂村のためにあるのではないかとと思うほど自然豊かな地域、村であると感じております。県内多くの

市町村と同様、人口減少や少子高齢化等、当生坂村が抱える課題は大きく困難なものと思います。藤澤村長以下村民の皆様明るく元気な方が多く、また、先日、民放のニュース番組でも取り上げておりましたが、当村の主力産業であるブドウ栽培をするために移住者が増えているといった明るい話題もありますので、必ずや生坂村は困難な課題を克服していけるものだと思っております。

生坂教育でございますが就任以降生坂小学校、中学校、保育園に何度も訪問させていただいております。その際、特に小学校や中学校では子供たちが必ず明るい声で、私より先にこんにちとは挨拶をしてくれるのが大変印象に残っております。子供たちが明るく元気に学校に通っていることが教育にとって何よりも大切なことだと思っております。小学校、中学校とも人口減少少子化のため、いわゆる小規模校となっております。全校生徒あわせて1,000人を超えるという長野市の中学校、いわゆるマンモス校を卒業した私にとりまして、小規模校の実情を見るのは初めてではありますが、学校長をはじめ担任の先生を中心に非常にアットホームなクラス運営がされていると思います。こうした明るく温かい教育環境は、子供たちの育ちや学びにとって何よりも大切なことであり、これからも続けていく必要があると考えております。

また当生坂村には生坂大好きわくわく楽校というコミュニティスクールの素晴らしい取り組みが実施をされております。新型コロナウイルスの影響により、コミュニティスクールの運営や活動で大変な部分もあるかと思いますが、コミュニティスクールの名前にも楽しいという楽という字が入っているように、先生も地域の方々も楽しんで取り組んでいるか、楽しいと感じているかを積み重ねていくことがコミュニティスクールの継続には大事だと思います。

引き続き、大人も子供たちも楽しみながら取り組んでいただけたらと思います。教育の分野には保小中一貫教育の導入でありますとか、登録有形文化財旧平林家住宅、一星亭の保存活用等課題が多くあり、私自身まだまだ至らないところもあるかと思いますが、生坂村生坂教育発展のため、引き続き頑張ってもらいたいと思います。以上、答弁いたします。

○5番(太田譲君) 議長。

○議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) 就任されてからの教育長の感じたことについて今述べていただいたんですけども、その中にあります子供たちが明るく元気に通っていることが教育にとって何よりも大切だと言っていたことについて、本当に私もそのとおりだと思っております。また、感じていただいたアットホームなクラス運営というところはやはりその小規模校ならではの良い部分ではないかなと私も感じているところではあります。

その中で、ワクワク楽校というその楽しいという字が入っているということなんですけれども、楽しいイコール居心地もいいということになるかと思うんですけども、教育長が感じるこれから課題となる保小中一貫教育の導入の中でのその居心地という部分に関して教育長個人の考え方でもよろしいですので、何か思うところがあれば、どうすれば居心地が良くなるかというような考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(字引文威君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 5番太田議員の再質問にお答えをいたします。

居心地の良さということでございますが、私も子供の頃は特に不登校ということは経験はなかったのですが、今生坂村ではあまりありませんが、よその地域ではやはり子どもが学校に通えなくなるとかいったようなことが多いというふうに聞いております。居心地の良さというのはやっぱり普通にやはりその学校に通えるってということだと思います。特に何かするとかというこ

とじゃなくて普通にやはりその学校には通える、家庭から学校に通えるってことが居心地の良さかなと思っております。そういった意味では生坂村は非常に居心地がいい環境にあるのかなと思っております。答弁いたします。

○5番(太田譲君) 議長。

○議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) ありがとうございます。

そうです。確かにその居心地がいいというのは普通に家から学校に通える環境がしっかり整うってことが一番大前提になってくると思います。なかなかこういう時代になってくると、そういう環境がうまく整わない状況もあるかと思えます。そういう部分もありますので、これから一貫教育の導入に向けて生坂村で、暮らす子供たちが本当に皆さんそういう形で普通に学校に行って、楽しく学べる環境づくりを村民と情報共有をしながら、教育長にも尽力をしていただいて、ぜひ良い学校になるようにしていただければなと思っております。

またそれに関連しまして、次の質問に移りますけれども、令和3年4月に生坂村保小中一貫教育検討協議会より最終報告書が提出され、その中に保小中連携教育の充実を図りながら1、2年後には保小中一貫教育を導入することを望む、とありさらに近い将来に小学校を移転させ義務教育学校への移行も視野に入れた小中一貫型施設一体型または併設の小中学校の設置が望ましいという提言が出されております。そのとおり進めていく場合、最短で来年度から一貫教育の導入を始める流れとなるわけですが、現在生坂教育グランドデザインは小中学校で示されておりますけれども一貫教育に向けての方向性、いわゆる骨子にはまだ示されていない状況であります。まずは一貫教育からのスタートになると思うんですが、教育委員会として導入に向けての内容、骨子ですね、あとタイムスケジュールをどのように考えているのか。また、提言の後半にある義務教育学校の移行に向けても教育委員会として現時点で何か考え、構想的なものがあれば伺いたいと思います。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(字引文威君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 5番太田議員の質問にお答えいたします。

小中一貫教育につきまして一貫教育導入に向けての内容をタイムスケジュールについて、それから義務教育学校に移行について2点質問の方をいただきました。少子高齢化情報化グローバル化など社会は大きく変化しており、この生坂村でも人口減少等が大きな課題となっております。教育の分野におきましては少子化や人口減少による児童生徒の減少、小学校校舎の老朽化への対応、学力の定着や向上、また子供たちの発達の早期化への対応、新しい時代を生き抜く力の養成、特色ある教育導入など多くの課題等があります。

議員ご指摘のとおり、令和3年4月に生坂村保小中一貫教育研究検討協議会から提言が出され提言では引き続き保小中連携教育の充実を図りながら、1、2年後には保小中一貫教育を導入することを望むとされているところでございます。提言に基づき、一貫教育導入に向け準備等を進めていく必要がありますが、まずは提言を踏まえ村教育委員会として一貫教育についての方向性、一貫教育導入の目的や内容等を明らかにするため、仮称でございますが、生坂村一貫教育基本方針の策定を考えており、現在は基本方針案の骨子を検討しているところでございます。

策定する予定の基本方針では人口減少や少子化、新たな社会Society5.0に対応すべく生坂の子供たちの育ちのために、故郷生坂を思い新しい時代を生き抜く力を養えるよう、新しい学校教育の取り組みとして施設分離型の小中一貫型小学校中学校の導入を目指し、一貫教育を導入する理由や目的として教育を取り巻く社会情勢の変化や生坂教育の現状、また一貫教育を行うにあつ

ての教育目標や目指すべき15歳の子供の姿、それから従来の小学校6年中学校3年にとらわれない柔軟な教育課程の編成や子供たちの発達段階に応じた学年区分による指導、特色のある教科の導入、これまでの小中連携の取り組みをさらに発展させました児童生徒、教職員の交流の推進、特別支援教育の継続性の充実、保育園と小学校の接続の充実、コミュニティスクールの取り組み強化、など一貫教育の導入目的、教育目標、目指すべき子供の姿、一貫教育の内容の例示等を記載することを考えております。

今後のスケジュールでございますが基本方針案の骨子が固まったところで授業参観やPTAの会議等を活用し、基本方針案の骨子等について保護者をはじめ住民の皆様へ説明をしてまいります。説明会等でいただいたご意見等を参考に基本方針案を作成し、基本方針案に対するパブリックコメントや議会の説明、教育委員会定例会での協議を経て総合教育会議で基本方針を決定するといった流れを現在のところ考えております。また基本方針策定後は教育委員会や学校の教職員が中心となって具体的な一貫教育の内容の検討を行い、早ければ令和6年4月の一貫教育開始を目指したいと考えております。以上、答弁いたします。

すいません。もう1点忘れてました。失礼しました義務教育学校の移行につきまして、お答えいたします。議員ご指摘のとおり生坂村保小中一貫教育研究検討協議会からの提言では、一貫教育の導入効果を高めるためには、近い将来に小学校を移転させ、義務教育学校への移行も視野に入れた小中一貫型施設一体または併設小中学校の設置が望ましいと考えるとされているところでございます。義務教育学校につきましては県内では、信濃町、大田市美麻、塩尻市檜川、根羽村の4市町村で開設されているところでございます。当村といたしましては生坂村保小中一貫教育研究検討協議会からの提言を踏まえ、当面は施設分離型の小中一貫型小学校中学校の導入を考えているところでございます。一貫教育の開始後には、まずは一貫教育の効果や課題等の検証を行っていくことが必要と考えており、これと並行して老朽化している小学校の校舎建て替えの検討や、県内義務教育学校での効果等の確認をしながら、義務教育学校への転換を研究していく必要があると考えております。以上、答弁いたします。

○5番(太田譲君) 議長。

○議長(宇引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) ありがとうございます。

具体的な一貫教育の内容については、骨子が出来上がってからということで先ほど、その骨子になりうるような部分の説明、縷々いただきました。その中で新しい時代を生き抜く力を養えるよう、新しい学校教育の取り組みですとか、生坂教育の現状を再認識しながら、どういうものが当てはまるのかという作業、また特色のある教科の導入というような、キーワードも上がってきました。新しい学校教育の取り組みとか、特色のある教科の導入というのはいろいろな考えがあると思いますけれども国の方でも、情報通信技術だったり英語力をつけようというような方向性も出ておりまして、目標値として22年度中学3年生で英検3級相当以上、高校3年生で準2級相当以上の取得率50%以上を目指すというような方針が出ておる中で、この22年度までには中学3年生でその目標達成率が47%、高校3年生で46.1%というような形でちょっと50%まではいっていませんが目標に近い数値は出ているのではないかなと思っております。そういったものも生坂教育の中に入れられるのであれば入れていただきたいなというような、考えも私は持っております。あの保小中検討協議会の中に私も所属させていただいておりましたけれども、私の方でも一環としてその英語力、これからの世界で通用していく仕事をしていく上で、やはり英語力というのが必要になってきますので、そういうところにも検討の中の一つに入れていただきたいなと。

また、新しい時代を生き抜く力を養うということと、そうですね、基本的にもっと人との接し方であったり、生き抜く力ということでアクティブラーニングですね、受身ではな

くて能動的に生徒が学べるような学習方法を用いて、ディベートを通じながら積極的であったり倫理的であったり社会的能力などを養うような、より実践に向けたというか実社会に適合できるような教育プランも取り込んでいただければなと思っております。また、その中でパブリックコメントや議会への説明をしながらというところで、様々な方からいろんな意見を聴取していくようでございますけれども、とにかく骨子を作って動き出していくということになれば、その方向性でしばらくの間いくことは確定になりますので、とにかく時間を惜しまずにしっかりと聴取しながら皆さんに説明をして理解を求めていってもらえればなと思っております。

義務教育の意向についてですけれども、やはりなかなか教職員の確保の問題であったり、いろいろな様々な壁があると思います。特に、生坂村の場合には小学校の老朽化のことも考えなければならずそうなってくると基本的には大きな予算も伴ってくる事業になってくると考えられます。そこについてですけれども、現在一貫教育に向けての骨子を組み立てていく中で、それとあわせながら、小学校の校舎、直すのか併設するのか、また新たに何か合体した複合の小中学校建設するのか、ということに何をやるにしても、資金的な猶予がないとできないと思いますのでそれについて合わせながら基金であったりそういうものをやっていくような計画も、教育委員会の中では今考えておられるのかどうか、ありましたらお聞かせください。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(字引文威太田讓君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 5番太田議員の質問に対してお答えいたします。

小学校、老朽化してる小学校校舎の改築改修移転等に向けた財源のお尋ねでございますけど、現在教育委員会の方でも特に小学校校舎どうするかという検討の方は始めておりませんので、一貫教育が始まった段階でちょっと合わせて考えさせていただくことになろうかと思います。以上答弁いたします。

○5番(太田讓君) 議長。

○議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田讓君) その建て替え、そういうものに関してもう限界だっとなってからじゃ遅いのでぜひその一貫教育、等々の検討をする中で行政側とも相談しながら、ぜひ何か年というかね、5ヶ年とか10ヶ年というような計画でしっかりと資金運用もできるような形をとって、次のステップにいつもらえるような準備を併せてしていただければなと思います。私の個人的な考えですけれども、中学校の校舎は比較的まだ新しいですのでそちらの方に併設できるような形をしながら小中学校にするとか、という考えもできますし、今の小学校をただ壊すのではなく、部分的にしっかりと改修ができて耐用年数が延長できるようなところがあればそういうものを伸ばしつつ、そういうとこ生かしながら、義務教育課程の移行をすると同時に特色のある教育をして、外からもその期間、子供を呼んでそこで生活の基盤をできるような形にすれば、一時的にその村の人口、特に若い世代の人口も増えてくることになると思います。

例えばどんなスポーツでもいいですけれども、アカデミー的なもの、そういうものをそこに設置することによりそこで、その専門的なスポーツであり文化でもいいですけれどもそういうカリキュラムを行うアカデミーを設けて、通常の授業は、小中一貫校の方で授業を行う。そうすることによって児童生徒数も増えますし、ただ施設を壊して空き地にするだけではなく、有効な利活用もできるかもしれないのでその辺もあわせてまた検討していただければなと思っております。

次の質問に移ります。スポーツ庁が主導する公立中学校の運動部活動の改革で、具体的な方策や課題をまとめる有識者会議の提言として、休日の部活動を民間スポーツ団体などに委ねる地域

移行について2023年から2025年度を改革集中期間と位置付けて25年度末までに全国で達成するという目標を掲げました。また、これに合わせて文化系の部活に関しても文化庁に同様の提言が出され、これでほぼ全ての部活動が民間へ移行していくというような方向づけが出ております。地域的に移行が難しいところもあると言われておりますけれども、民間移行により技術的に格差が出ることや教員の負担格差も懸念され、移行ができない学校へは勤務したくないなどの弊害も予想されますけれども、生坂中学校としては現在一部、社会体育として委託し活動時間の延長を行っている部分もあり、これは実質的な部活延長という形をとっているわけですが、示された提言内容とは少し異なるように私は感じております。

そこで何点か質問させていただきます。一つ目、教育委員会では、スポーツ庁や文化庁の示す今回の改革についての考えを伺いたいです。また移行に伴い、生徒がスポーツ団体や民間委託者に対する費用、会費を払うことに関して保護者の負担が増える可能性があることも明記されており、保護者の理解を得るよう努めることも盛り込まれています。その辺含めて伺いたいです。

二つ目そうなってくると、負担が増えるので部活をやらせてあげられないというような家庭が出てくる可能性についてそのについての解決についての考え。

三つ目現在吹奏楽部は学校部活なので中学校の備品である楽器を利用して活動を行っておりますけれども、民間に移行された場合には、楽器の取り扱いは個人で準備するのかまた学校備品があるので、生徒一人ひとりが貸借契約を締結して管理をしていくのか。その場合に、もし修繕費が発生した場合には誰が負担をすることになるのか。

四つ目運動系文化系ともに民間移行の場合、活動場所は学校を利用するのか。上記4点についての回答をお願いいたします。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(宇引文威君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 5番太田議員の質問に対し、答弁いたします。

部活動の地域移行に関しまして4点質問いたしました。私の方から最初の1点目の方、答弁をさせていただきます。中学校の部活動につきましては生徒のスポーツや文化活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的主体的な参加による活動を通じて達成感を得られ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担っているところでございます。生坂中学校ではバドミントン部と吹奏楽部が設置され今年度、バドミントン部は12名吹奏楽部は17名の生徒が参加し、バドミントンの男子ダブルス、吹奏楽部は県大会へ進出すると、その活動や活躍が中学校のみならず村や村民の誇りになっていると考えております。

一方、部活動の指導に伴う長時間勤務が教員の大きな業務負担となっている実態や少子化による生徒数の減少により部活動の維持が困難になっているなど、部活動を巡る状況は厳しさを増しております。こうしたことを踏まえスポーツ庁文化庁が設置した有識者会議からは、部活動の地域移行の推進に係る提言が出されたところであります。部活動の地域移行に当たっては指導者や活動場所、あと受け皿等の確保、指導者報酬に係る新たな負担の発生やいわゆる部費の増額等、対応すべき課題も多く想定されているところでございますが、人口減少少子化への対応、教員の負担軽減等を部活動の地域移行による効果を考えますと部活動の地域移行への転換は大きな意義があるものと考えております。

生坂村ではいくさか大好きわくわく楽校というコミュニティスクールの取り組みが実施されていると地域と学校が連携して、子供たちの育ちや学びを支えていくことができる風土が既にあります。今後、部活動の地域移行につきましては国等で詳細に内容等が詰められていくと思われま

すが、こうした国等の動向も注視しながら中学の部活動の実施の方策について考えてまいります。以上、答弁いたします。

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(宇引文威君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) それでは2点目から以降4点まで、私から答弁させていただきます。

まず2点目の保護者負担について、でございます。部活動の実施に当たっては、必要に応じていわゆる部費を徴収している学校もありますが、部活動の指導は教員が実施していることから、比較的低廉な金額となっております。生坂中学校では現在のところ部費の徴収はしておりませんが、議員ご指摘のとおり、部活動の地域移行に伴い、新たに外部指導者への謝礼に伴う部費の徴収等が発生する可能性があります。先ほど教育長が答弁させていただいたとおり、部活動は学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養、自主性の育成と子供たちの学びや育ちにとって大きな意義がある活動であり、新たな負担の発生や、負担が増えることにより、家庭の経済状況等に応じでは部活動への参加ができなくなるなどの影響が出ることは、好ましくないと考えております。スポーツ庁文化庁が設置した有識者会議からの提言の中でも困窮する家庭への費用の支援方策の検討が必要とされているところであり、今後国の動向等も注視しながら、どのような対策ができるか研究してまいりたいと思います。

続きまして3番目の吹奏楽部の楽器について、でございます。中学校の吹奏楽部の活動に当たっては、活動に必要な楽器を各家庭で購入することは、保護者の多大な負担となるため学校の備品である楽器を活用しているところであります。文化庁が設置した有識者会議からの提言の中でも部活動に必要な学校の備品や施設全てを学校外の備品や施設で対応することになると多額の費用が発生する可能性もあり保護者にとって大きな負担となる恐れもあることから、学校施設の低廉な金額での対応等、地方公共団体や国からの支援、地元の企業の施設や用具の寄付等の支援といった対応が必要とされているところであります。議員ご指摘のとおり学校が所有する楽器をルール等を定めた設けた上で対応するといった方策も考えられるところでございますが、今後国の動向等も注視しながら、どのような対応が可能なのか鋭意研究してまいりたいと思います。

最後に4番目の地域移行の場合の活動の場所でございますが、部活動の地域移行に伴い部活動に必要な施設を学校外の施設で対応することになると施設の確保、住民や他団体との利用時間との調整、会場使用料といった費用の発生等、課題が多くあります。中学校のバトミントン部、吹奏楽部の活動に当たっては、現在中学校の体育館や音楽室、用具等を活用しているところでございますが、スポーツ庁文化庁が設置した有識者会議からの提言の中でも、公共のスポーツ施設、社会教育施設、文化施設や地域の団体民間事業者が有する施設以外に学校施設の利用を想定されているところであります。想定される様々な課題に対応するためには部活動の実施にあたり、引き続き学校の施設や用具を活用していくことがよいのではないかとこのように考えております。以上答弁とさせていただきます。

○5番(太田譲君) 議長。

○議長(宇引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) 今ご回答いただいた中で支援をしていきたいが国の動向を注視しながらというようなことであったり、場所については引き続き学校を使っていくのが妥当ではないかというようなご意見をいただきました。こういうことはもうどの自治体でもどの学校でもこれから起こりうる問題で、生坂村のように小規模な学校であれば、村との対応でこの問題に関しては、すっと対応できるのかなと考えております。そこで、国の動向などということは言わずに、教育委員会と村の方でしっかり協議していただいて、現状の部活動の環境を民間に移行することにな

ったとしても変わることなく、生徒が活動できるような環境を整えていってもらえればなと思いますけれども。もしそこについて村長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、5番太田議員の質問にお答えをいたします。

学校自治体、小さな自治体でございますので、対応は素早くできると思いますし、教育次長答弁したとおり村と教育委員会でしっかり動向を注視して、今までどおり中学生が、部活ができるように取り組んでまいりたいと思います。また議員各位とも協議をしながら、しっかりと対応させていただきたいと思いますので、そんなことでしっかり研究もしながら注視しながら生徒たちが、のびのびと部活ができるように取り組んでいきたいと思います。以上、答弁いたします。

○5番(太田譲君) 議長。

○議長(宇引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) 今村長の方から、子供たちの環境を守るという力強いご意見ご回答いただいたので子供たちも安心してこれからいろんな活動に励んでいけるのではないかと思うところがあります。ただその中で一つ問題になってくるのが先ほどわくわく楽校とかコミュニティスクールの方に移行というそういうところに委託してもということなんですけれども、やはりバドミントンだったり吹奏楽であったり、私も今サッカーの指導をやらさせていただいてますけれども、やはりそこにとって指導者っていう立場と、あとスキルですね、私も日本サッカー協会の指導をみっちり受けて、指導者ライセンスを持って指導に当たっているわけなんですけれども、バドミントンであったり吹奏楽もそうなんですよね、公認指導者制度というのがありまして、公認バドミントン指導者というのはコース1からコース4まであります。コース1が一番簡単な取得なんですけれどもそちら18歳以上から実技であったり知識の講習を受けてやるとか、あとはそうですね、吹奏楽の方もJBAの吹奏楽ゼミナールの上級中級コースを受けた者のみ、取得できるような資格であったり、どうしてもそういう専門的な知識スキルの方が必要なものが出てきます。

なぜこれを言うかっていうと、やはりその地域でやっておられる方、今までスポーツもそうですし楽器のやられた方でも、やはり指導のやり方であったり、生徒との接し方っていうのは非常に難しくなってきますので、やっぱりそこをしっかりと考えたものをやっていかなきゃいけないと思うんですけれども、こうしていくにあたって、そこにやはり私はサッカーのときもそうですけれどもやっぱり金額的にも5万円6万円ぐらいで2ヶ月土日缶詰、朝から夕方までみっちりとしたそういうカリキュラムでやるんですけれども、そういうような費用的な負担であったり、時間的なものに対して、やはりその地域移行をしていくということにあたってのバックアップそっちのバックアップも必要じゃないかなと思っておりますけれどもその辺の考えについていかがお考えか、御回答いただきたいと思います。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(宇引文威君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 5番太田議員の質問に対してお答えいたします。

議員ご指摘とおり部活動の地域移行に当たりましてやっぱり指導者の確保を、またそういった支援というんですかね、そういったものが一番課題だと考えております。現在の中学校で行われているあの部活動これ一般論でございますけど、専門的な知識や技量、指導経験がないような教員が部活動の顧問とならざるを得ない場合があると聞いております。部活動が移行時以降にあたりましてこうした事態にならないようにちょっと具体的なまだ支援策とかはこれから検討する

とでございますが、単に部活動を学校からの切り離すのではなくてやっぱり一番はやっぱり部活動を通して子供たちの望ましい成長を保障できるよう、指導者等ですね、持続可能な環境をやっぱり整備していくことが必要だと、思いますので、地域の関係者、関係団体ともしっかり連携して考えてまいりたいと思います。以上答弁いたします。

○5番(太田譲君) 議長。

○議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) その辺は本当に大変な課題でありまして、今後村内に多分いろいろといろんな活動スポーツやられてる方いると思いますし、そういう文化系の知識技術等経験豊富な方もいると思いますのでそういうとこの掘り起こし作業から始めていきその指導者の資格であったり、そういうものについてのバックアップをしっかりと村の方と教育委員会の方で連携していただく作業がこれから本当に大事になってくると思います。それでもなかなか厳しい場合には外部っていう形になるんですけれどもやはりプロサッカーチームとのか大学との連携っていうことをスポーツ庁の方でもおっしゃってますけれども、どうしても費用的に、ものすごく負担がやっぱりデカくなってしまったりプロチームの場合は土日は自分たちの試合が出てくるのでそこ指導に当たれないとか、いろんな問題も出てくるのが懸念されておりますので、なるべく村内の中でうまく連携ができるような形をとっていただければなと思います。

本当にこの保小中一貫教育の導入とこういうような部活動のことであったり、本当に今学校をとりまくところでいろんなものがここ生坂村の場合、ミックスしてしまったので本当に大変だと思いますけれども、本当に子供たちの安心安全な生活と知識技術の向上、そういうものをしっかりと生坂の中で培っていけるようこれからもしっかりと検討していただいて、素晴らしい骨子が出来上がることを楽しみにまっておりますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長(字引文威君) 太田議員の質問が終わりました。ここで議長を交代いたします。

○議長(太田譲君) 議長交代しました。引き続き一般質問を続けます。次に、6番字引議員。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 6番字引文威です。通告に基づき、質問をさせていただきます。

質問は、藤澤村長の村政運営4期目の総括並びに、5期目へのお考えについて質問させていただきます。まず一つとして、村長の4期目を省みて、公約の実現達成度は、いかがかと。

2番として、村政運営の今後の課題について。

3番目に村長4期16年を経て感じることにについて。

4番目として5期目の出馬の意向について。四つ大きい質問をさせていただきます。

村長の4期目を省みて公約の実現度達成度ということですが、初出馬された2007年2月の村長選挙から4期目、16年の任期満了が来年2月まで約半年となってまいりました。藤澤村長は生坂村は、生坂村第6次総合計画を根幹に生坂村づくり計画の実施計画に、第2期の生坂村、町ひとしごと創生総合戦略を加え、生坂村と各地区の活性化や人口減少対策などの、生坂創生のために多くの事業を実施していくと表明されております。福祉の村づくり事業では、包括的支援事業、介護事業、日常生活支援総合事業などを着実に継続し、健康寿命の延伸を図り、子育て支援事業では、保小中の給食費の無料化等を継続し、保育施設等設備のリニューアル並びにマリンスポーツ教室や、体験活動を実施し、産業振興事業では、村内中小企業小規模企業者の振興に関する条例を制定し、村内の農業事業者、小規模企業者の事業継承と、村内における農業および商工業の継

統的な維持発展を目的とした補助金制度の新設、地域活性化事業では公共料金の取り扱いなどの利便性を向上させ、また、産業経済の担い手の確保のため、就業創業移住支援および空き家跡地活用事業を新設し補助を拡充し、移住定住対策の一掃を図り、防災減災として避難所の新設などハード事業に加え消防団員の処遇改善などを実施し、村民の生命と財産を守るための基盤作りを進め安全安心な生活の確保、地区、村の活性化を目指し、オール生坂で重点施策として、村政運営を進めていくと村長の挨拶文に表記名されております。

村長の村政運営4期目を総括していただき、生坂創生のため進められてきた公約実現達成度を、どのように評価されているのか、お伺いさせていただきます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番字引議員の質問にお答えをいたします。

私の4期目を省みて、公約と実現達成度というご質問でございますが、ただいま字引議員から今年度の生坂村づくり計画の1ページに記載をされています私の挨拶の内容を引用されてのご質問でございます。私は子育て支援事業、福祉の村づくり事業、産業振興事業、地域活性化対策等事業を重点事業としまして、毎年度新規事業もハードソフト両面から実施をして、4期目も生坂村村民の皆さんのために一生懸命働いてきたところでございます。4年前の公約につきましては、この私の後援会だよりに記載をしておりますが、今回の4年間は、未曾有の国難とも言われる新型コロナウイルス感染症の影響により行事イベント会議などが開催できないことが多くあり、私が村長になってから各10区に伺って、開催をしてみいました村政懇談会や農業懇談会が開催できなかったことは残念でございました。しかし、村民の皆さんのご意見ご要望は、オンラインでの村政懇談会やアンケート、地区担当職員の報告などで把握に努めてまいりました。

また、やまなみ荘や観光関係等でも、コロナ禍の影響で実施できなかった取り組みもありましたが、その他の事項は後援会だよりに記載したことはほとんど実施できているところだと考えております。しかし、各事項でもコロナ禍の影響があったことは否めない状況でありますとともに、人口減少、少子高齢化は歯止めがかからなかったこともあり、実現達成度は70%と考えているところでございます。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) ありがとうございます。

ただいまの村長のご答弁で、コロナ禍で村民参加の赤とんぼフェスティバル、敬老会、村民運動会などのイベントがことごとく実施できず、村民共同参画事業の取り組みが実施できなかったこともあり、公約実現達成度が70%というふうに考えると言われていました。他、どのような施策が自己実現できなかったと考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番字引議員の質問にお答えをいたします。

他にどのような施策が実現できなかったというご質問でございますが、私の後援会だよりにこちらの方にずらっと並べておりますが、今述べたようにコロナ禍の影響で実現できなかった施策の他は全部実施できたと考えております。

しかし包括的支援事業の充実、少子化対策、農業の振興、商工業者の育成、地域経済の活性化、有害鳥獣の対策、移住定住の促進、村民の皆さんの各種取り組みへの参画など、施策の効果がなかなか現れない難しい施策があったことも否めないところでございます。

しかし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業、出産祝い金支給事業の拡充、消防団応援商品券の発行、避難所のw i - f i 環境整備等々四つの重点事業で公約以上に実施、または拡充ができた事業もありましたので、議員各位、村民の皆さん、担当部署などのご理解とご支援のおかげであると感謝を申し上げる次第でございます。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) それでは2番目の村政運営の今後の課題について質問させていただきます。

現在村は保小中一貫教育への移行、村営やまなみ荘改築事業、簡易水道事業、老朽化施設改修並びに水田問題、小学校施設老朽化対策、またゼロカーボン実施計画など、村政の課題が山積しております。また、少子高齢化に伴う人口減少、加速化問題がありますが、これらの諸問題に対し、自立した生坂村を継続させていくために、今後どう対処されるべきか、どうお考えられているのかお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは6番字引議員の質問にお答えをいたします。

村政運営の今後の課題について、今後どう対処をしていくかというご質問でございますが、今後の当村の村政運営は、字引議員ご指摘のとおり、対応していかなければならない課題が山積しております。この課題の中で、やまなみ荘、簡易水道、ゼロカーボンなどにつきましては、運営委員会やプロジェクト会議により定期的に協議をしているところでございまして引き続き検討を重ねて対応していくと考えております。

小学校施設老朽化対策など、今後取り組んでいかなければならない事項につきましても、総合教育会議の関連の会議や新たな委員会を設けて、村民の皆さんや、議員各位と検討協議をしていかなければと考えるところでございます。

なお、各課題に対応していくには、財源を必要としますので、現在取り組んでいるように、交付金や補助金を交付していただく対象事業を取り入れるとともに、補助残につきましては、交付税算入がされる有利な起債で対応するように考えます。

そして財政計画については、現在、各年度から5年間の財政シュミレーションを作成して対応していますが、この諸事業を行っていくには、多額な事業費を必要とするために、長期的な財政シュミレーションを考慮して事業を実施しなければと考えております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) ただいまの村長のやまなみ荘の改築事業、簡易水道施設の老朽更新事業、小学校、あと老朽化対策事業、新たに地球規模温暖化対策としてのゼロカーボンニュートラルなどの諸課題に対し、財源確保について、長期間の財政シュミレーションを考慮し、検討しなければならないとのご答弁でございました。で、今後もしっかりと進めていくとのお考えと感じました。また、他市町村に先駆けて、ゼロカーボンニュートラル宣言は、わが村の自然環境を大切に

思う意思が外部に強く表明できたのではないかと考えます。ゼロカーボンについては、将来の村づくりの根幹になると考えられます。ぜひ積極的な対応を推進していただきたいと思います。

それでは3番目の村長4期16年を経て感じることにについて質問させていただきます。

村長は、個人的な人脈として多様な方々たちとのご関係をお持ちでございます。その人脈大きく活用され、村政運営に寄与されてきたと考えます。村政を進める上で、県中央とのパイプは特に重要な点だと思います。また、これまでの4期16年の村長としての実績と、近隣市町村との信頼関係、連携体制など、自立を目指している当村がどのように進めていけば良いのか、お考えをお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番字引議員の質問にお答えをいたします。

自立を目指している当村がどのように進めていけば良いかというご質問でございますが、当村は小さな村でございますので、村の財源だけで実施できない事業が数多くありますので、国、県の関係機関に要望して実施をしていただいたり、交付金補助金をいただいて実施している現状でありますので字引議員ご指摘のとおり、村政を進める上で、国、県とのパイプが重要であると考えております。

おかげさまで私はこれまでの活動もあり、国、県、近隣市町村との人脈は生坂村ではトップクラスだと考えております。そういう中で多くの皆様のご支援により、全国治水砂防協会と全国防災協会の幹事、長野県治水砂防協会長野県河川協会の会長を務めている関係で国、県で取り組んでいただいている事業も村内にあると考えております。また、近隣市町村との連携も重要でして、当村は水道水を安曇野市と大町市から購入をしておりますし安曇野ナンバーの導入についても、4市町村で取り組みを始めたところであり、高校の同級生が安曇野市長になられたことは、今後の信頼関係、連携体制では、当村にとってとてもありがたいことだと考えております。

今後も、村単独で取り組むこと、近隣市町村と連携して取り組むこと、国、県のご支援、ご指導をいただいて取り組むことが重要であると考えております。以上、答弁いたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 村長は現在、おっしゃられましたように、長野県河川協会、治水防災協会会長、全国砂防協会監事などのお役をお引き受けになられており、県、国に対し強いパイプをお持ちになっていると思います。

当村は一級河川犀川が南北に縦断しており、中山間地域特有の急傾斜地等、土砂災害危険地域があり、毎年、豪雨災害などに危機感を持って村は対応しております。その中で4期目の村長が、関連機関に対し大きなパイプをお持ちであることは、村としても、防災対策を推し進める上で大切なことと考えます。今後とも関連地域の連携も重視され、村政に生かされることを願いますところでございます。

ここで再質問させていただきます。

村長が4期連続という長期政権についてのリーダーの固定化は逆に、行政組織の硬直化などを懸念する見方もあると思いますが、行政組織の活性化に対し、村長のお考えはいかがか。お伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番字引議員の質問にお答えをいたします。

行政組織の活性化についてという質問でございますが、16年間、生坂村の舵取りを務めさせていただいた中で、先ほどもお答えしましたとおり任期を重ねるごとに国、県の関係者と太いパイプを築き上げてまいりました。この太いパイプで16年通して行ってきた事業に関しましても、かなりご支援をいただいていると感じております。また、各年度において、村民の皆さんからご意見をもとに、職員とともに検討協議をし、新たな事業も実施してきたと考えております。そういうなか、様々な課題を解決する、または方向付けをするには、知恵の輪委員会、生坂農業未来づくりプロジェクト会議、簡易水道有収率プロジェクト会議、ゼロカーボン推進プロジェクト会議、やまなみ荘定例会、道の駅いくさかの郷定例会の会議を毎月開催をしまして、各構成員や職員と検討を重ねて、それぞれの課題に取り組んでおります。行政組織の活性化や住民サービスの向上に向けては、職員各位と切磋琢磨して取り組んでおりますので、組織の硬直化にはなっていないと考えますし、行政組織の活性化が図られていると思っているところでございます。以上答弁いたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) ありがとうございます。

それでは最後の質問させていただきます。村長は生坂村づくり計画の中でさらなる村民の皆様との協働によるむらづくりの継続により、確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村、に向けて、引き続きの理解と協力を、と村民に説明されております。このビジョンを将来のむらづくりに継続させていくためには、村長は村民の信任を得て、施策の推進が必要と考えますが、少し早いかと思えますけれども、次期村長選挙に出馬されるご意向はいかがか、お答えいただきたいと思えます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番字引議員の質問にお答えをいたします。

次期村長選挙に出馬する意向についてというご質問でございますが、生坂村づくり計画は毎年度新しい施策や状況の変化などをローリングしている計画でございます。私の挨拶も毎年度ローリングをさせておりますが、村政運営の根幹であります生坂村第6次総合計画の将来像、確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村、はでは11年度までの目指す姿でございます。そのために四つの重点事業を中心に、年度ごとに新しい施策も遂行しながら、安全安心に生活できる生坂村、住んでよかった、楽しい生坂村にするために誠心誠意仕事に励んできたところでございます。

そういう中、今は来年の任期まで一生懸命務めることだけを考えているところでございまして、来期のことにつきましては、支援者の皆さん、家庭などと相談、家族などと相談をさせていただき、12月の定例議会までには判断をしたいと考えております。以上答弁いたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6(字引文威君) はい。まだちょっと早いようなことと思えますけれども、自立した生坂村の将来を考えるとですね、今まで推進してきた村のビジョンを停滞させることなく、活力を持って前に進めるリーダーが必要と考えます。まだ村長も66歳。体力、気力も十分で、健康問題はな

いと推察いたします。来年の任期を健康に勤め上げられることをお願いし、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、20日火曜日の午前10時から再開し、委員長報告の提出並びに討論採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時 38分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 〆 年 9 月 13 日

議 長

石 田 龍

署名議員

藤 澤 幸 恵

署名議員

藤 原 良 司

令和4年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

13日目（9月20日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・追加議案提出、採決
- ・議事日程の追加
 - 発議第5号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
 - 発議第6号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について
 - 議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	5 P
・質疑、討論、採決	9 P
・追加議案提出、採決	12 P
・議員派遣の件	14 P
・継続審査の申出	14 P
・村長あいさつ	15 P
・閉会の宣言	16 P

令和4年第3回 生 坂 村 議 会 定 例 会

令和4年9月20日 午前10時 再開

議 事 日 程

【 13日目 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

令和4年第3回 生 坂 村 議 会 定 例 会

令和4年9月20日

追 加 議 事 日 程

【13日目―追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発 議 第 5 号	さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について	
2	発 議 第 6 号	へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
3		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番	望月一将君	2番	藤澤幸恵君
3番	藤原良司君	4番	望月典子君
5番	太田譲君	6番	字引文威君
7番	平田勝章君	8番	吉澤弘迪君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	住民課長	真島弘光君
教育長	上條貴春君	健康福祉課長	松沢昌志君
総務課長	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	藤澤保君	書記	坂爪浩之君
--------	------	----	-------

開議午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和4年第3回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会はクールビズのため暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のためマスクの着用と適宜休憩をとり換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、発言者は飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番望月典子議員、6番字引議員を指名します。

◎委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2、この8日に各常任委員会に付託した議案第38号から議案第46号までの令和3年度決算の認定、事件案1件、条例案1件、補正予算案6件、請願4の第2号から第3号、陳情4の第3号の合わせて3件を一括議題とし、常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) 初めに、総務建経常任委員長 望月一将議員。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 総務建経常任委員会審査報告をいたします。

令和4年9月20日

生坂村議会議長 太田譲殿

総務建経常任委員会は9月8日、本会議にて決算認定一件について付託された議案審査を9月9日午前9時から役場2階会議室にて出席委員望月、字引、吉澤、太田、行政から村長、副村

長、総務課長、振興課長、各関係係長の出席で開催いたしました。総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。なお、当議案は決算審査のため、連合審査で行いました。

議案第38号令和3年度生坂村歳入歳出決算の認定について。この議案は、令和3年度各会計の歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものです。総務課、振興課関係について採決の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係について主な質疑は貸付金収入の補正がかかっていない理由についての問いに元気づくり支援金、きずなづくり支援金の申請のあった4団体分の貸付のため、当年度はまだ試算ができていないためとの回答でした。

非常備消防費内の燃料費報酬についての見込み誤りの対応についての問いに、燃料費は多めに備蓄をしているため、報酬については今後チェック体制を見直して細かく補正をしていくとの回答でした。

令和3年度生坂村営バス特別会計について、令和2年度に続き、不用額が大きく出ている。不用額の見極めの対応は、との問いに高校生用の最終バスの不用額であり、年度初めに見込んであるが、部活等の時間の流動性の関係から、毎年多めに予算を取っている。との回答でした。

振興課関係について、主な質疑は、元気づくり支援金で購入したラジコン草刈り機の利用促進の問いについて、これまでの利用頻度は7回使用で計10時間であり、今後も役場とシルバーで連携をとって有効活用できるように努力していくとの回答でした。

竹チップの利活用についての問いに、取り扱いも含めて再度検証し、ラジコン草刈り機と合わせて有効活用ができるように検討していくとの回答でした。

農林水産業費負担金の減額についての問いに、日岐区下生坂区の地元負担金の関係で減額になったとの回答でした。

いくさかの郷需要費が多い理由についての問いに、今年1月から3月までの売上が、想定以上に落ちたための不用額、2月の査定時に精度を上げてチェックをしていくとの回答でした。

令和3年度、生坂村簡易水道特別会計について。

今後の水道事業に関しての問いに、県でも水道施設の広域化や施設の縮小も検討しているため、こまめに連携を取りながら対応していくとの回答でした。

令和3年度、生坂村農業集落排水特別会計について、移住者への合併浄化槽の促進に関する問いに、古民家等への移住の際に丁寧に声掛けや補助金の説明を行っていくとの回答でした。

次に、9月8日、本会議にて、当常任委員会に付託された事件案1件、条例案1件、予算案4件について報告いたします。

こちらの議案審査は、9月14日午前10時から、役場2階会議室にて、出席委員望月、字引、吉澤、太田、行政から村長、副村長、総務課長、振興課長、各関係係長の出席で開催しました。総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第39号生坂村大日向公園の指定管理者の指定について、この議案は生坂村大日向公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。審議の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第40号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。この議案は、国家公務員に係る妊娠出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に準じて、育児休業の取得の緩和等について規定するための条例の一部改正です。審議の結果、提案のとおり、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、非常勤職員の任期との兼ね合いや、休業時の代替についての質問に職員採用時の面談で丁寧に説明を行って徹底していくとの回答でした。

議案第41号令和4年度生坂村一般会計補正予算第3号関係部分。この予算案は、規定の額に59万74万1000円を追加し、総額を24億58万6000円とする補正予算です。

主な内容は、歳入で、地方交付税2370万6000円、国庫支出金551万5000円、県支出金913万6000円、財産収入645万6000円、諸収入706万2000円、村債1272万2000円などを増額し、繰入金1885万1000円を減額とします。

歳出では、総務費2801万5000円、農林水産業費1885万1000円、土木費535万7000円などを増額し、商工費401万8000円を減額する補正です。総務課、振興課関係について、採決の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係について、主な質疑は、スカイスポーツ公園のライブカメラ設置についての、質問に今回のカメラ設置は、公園利用者向けの観光促進用途の他に、河川の増水状況の確認といった防災の目的もあるため、村で対応をしていくとの回答でした。

下生坂区雲根地区の用地取得費の根拠についての問いに今回の用地取得費は、建設省の基準を参考にして算出したとの回答でした。

地域振興費内の委託費についての問いに、今回の委託料は、雲根地区における大好き隊の活動フィールドのためのものとの回答でした。

振興課関係について、主な質疑は、農業振興費内の新規就農総合支援事業についての質問に、今回2名の公社卒業者が利用。農業機器などの購入を予定との回答でした。

議案第42号令和4年度生坂村生坂村営バス特別会計補正予算第2号の予算案は規定の額に32万8000円を追加し、総額を3588万円とする補正予算です。

主な内容は歳入で、繰入金を32万8000円増額し、歳出では、運行費を32万8000円増額する補正予算です。審議の結果、原案のとおり、全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第43号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第2号この予算案は、規定の額に540万1000円を追加し、総額を1億9001万2000円とする補正予算です。

主な内容は、歳入で、繰入金70万1000円、村債470万円を増額し、歳出では、経営管理費220万円、建設改良費320万1000円を増額する補正です。審議の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第44号、令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算第1号。この予算案は、規定の額に250万円を追加し、総額を1億50万円とする補正予算です。

主な内容は、歳入で繰入金を250万増額し、歳出では、農業集落排水事業費を250万円増額するものです。審議の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

次に、請願陳情について、陳情4第3号沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について。こちらの陳情に関しましては、一地方議会では、審議に取り扱うことは難しいとの判断から、継続審査とすることで決定いたしました。以上、総務課、総務建経常任委員会報告といたします。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、次に社会文教常任委員長、藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、太田譲殿、

社会文教常任委員長、藤澤幸恵。

9月8日の本会議において、社会文教常任委員会に付託された令和3年度決算認定一件について、この9日午前9時から委員4名と、総務建経常任委員4名出席し、連合審査を開催いたしました。村長、副村長に出席をいただき、説明者には、住民課長、健康福祉課長、教育長、教育次長、保育園長、児童館長、関係係長他6名より詳細に説明を受け、審査を行い、次のとおり決しましたので報告いたします。

議案第38号令和3年度生坂村歳入歳出決算の認定について。この議案は、令和3年度各会計の歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものです。採決の結果、全員賛成かつ、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、決算書の節の項目内の雑収入について、雑収入で全て括られてしまうと、中身がわかりにくいので詳細に記入できないかという質問に、入力システムの方で対応できるか調整していくとの回答。

健康福祉課関係について後期高齢者医療広域連合補助金について、前年より金額が大幅に増えているが、という質問に、令和3年度からの新規事業となり、地域一体で全てのケアを行うこととなったとの回答。

老人福祉費の扶助費が前年より少ないが人数の変化か、という質問に、去年は5名、年度末に4名となったため減額との回答。

国民健康保険特別会計では、国保税現年度分は収納率が99.2%、過年度分は23.4%と、健全運営を頑張っているが、滞納徴収について、滞納者との関係は良好かとの質問に、訪問時に家庭の様子も伺いながら話ができているので良好との回答。

人間ドックの受診者数はという質問では、日帰りが男性23名、女性19名、1泊が男性4名、女性1名。脳ドックの受診者はなかったと回答。

介護保険特別会計では、施設別の入所者数は、との質問に、いろいろな施設に入っているため、詳細は確認して報告するとの回答。

介護予防住宅改修費、介護住宅改修費について、不用額を減らせると思うが、との質問にどちらも改修費として1件20万ほどかかるので残している。今後、ケアマネと相談していくとの回答。

教育委員会関係では、保育料が増加している要因は、との質問に現在45名が在園している。昨年度より未満児が増えていることと、所得の多い保護者世帯が増えていることが要因との回答。

社会教育委員会は、どんな活動をしているのか、との質問に、公民館活動、生涯活動などの会議に参加していただき、協力をいただいている、との回答。

その他、小中学校は不用額の削減に努めている。教育委員会でも適切に処理をお願いしたいとの意見がありました。

住民課関係では、小型特殊車両、トラクターなどのナンバー登録が少ない気がするが、登録は義務なので周知徹底してもらいたいとの意見に対象となる車種を確認し、ICN等で周知していく、との回答。

今年度から、コンビニ収納が可能となったが利用状況はどうか、との質問に多くの利用があるようです。件数を調べて報告する、との回答。

生坂歯科診療所でマイナンバーカードの保険証は使えるようになったか、との質問に、導入に必要なネット環境は整っているため機械の申請を歯科診療所でしてもらう、との回答。

福祉センター特別会計、後期高齢者医療特別会計については、特に質疑はありませんでした。

次に、9月8日の本会議において、社会文教常任委員会に付託された予算案3件について報告いたします。こちらの議案審査は9月15日午前10時から、委員4名が出席し、委員会を開催いたしました。村長、副村長に出席をいただき、傍聴者に議員4名、説明者には、住民課長、健康福

社課長、関係係長他3名より詳細に説明を受け、慎重審議の結果それぞれ次のとおり決しましたので報告いたします。

議案第41号令和4年度生坂村一般会計補正予算第3号関係部分について、この予算案は、規定の額に5974万1000円を追加し、総額を24億58万6000円とする補正予算です。採決の結果、全員賛成かつ、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、住民課関係では、マイナンバーカードの普及促進をさらに図るため、マイナンバーカード保有者およびこれから取得される方にＪＣＢギフトカードを交付する新規事業について、商品券はどこで使えるのか、また、村内で使えるところはあるのかとの質問に全国のＪＣＢギフト券が利用できる店舗で使えるとの回答。その中で、地方交付税算定基礎にナンバーカード普及率が関係してくるため、大事な事業となる。村としても、村内消費できる券にしたいところだが、若い方にも使いやすいギフトカードを交付することで、普及率アップを図りたいとのこと。

健康福祉課関係では、給湯器の更新について、修理では対応できなかったのか、との質問に平成13年に導入した給湯器をこれまでも修理しながら利用してきたが、今回も同様に修理を試みたが、かえって費用が高くなるため、更新をしたとの回答。

議案第44号令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算第1号。この予算案は、規定の額に16万5000円を追加し、総額を2億6716万5000円とする補正予算です。特に意見はなく、採決の結果全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第46号令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算第1号。この予算案は、規定の額に19万8000円を追加し、総額を3億819万8千円とする補正予算です。特に意見はなく、採決の結果全員賛成。可とすべきと決定しました。

次に、請願4第2号 更なる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書。採択を求める請願書について子供の教育環境整備には、必要で採択すべきものとし、意見書を提出することに決定しました。

請願4第3号僻地教育振興法に鑑み僻地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書について。教育格差是正のために支給率を近隣県並みの水準に戻すべきで、採択するものとし、意見書を提出することに決定。以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（太田譲君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。異議はありませんか。

◎討 論

○議長（太田譲君） なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告のありました議案第38号から議案第46号までの令和3年度決算の認定、事件案1件、条例案1件、補正予算案6件、請願4第2号から第3号、陳情4第3号の、合わせて3件を一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長（太田譲君） 反対討論はありませんか。

○議長（太田譲君） 反対討論はないようですので賛成討論を省略し、討論を終わります。

◎採 決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

はじめに、議案第38号「令和3年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を採決します。
議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第39号「生坂村大日向公園の指定管理者の指定について」を採決します。

議案第39号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第39号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第40号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第41号「令和4年度生坂村一般会計補正予算(第3号)」を採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第42号「令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第43号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第44号「令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第45号「令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第46号「令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第46号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、請願4第2号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める請願」を採決します。

請願4第2号を委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、請願4第2号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、請願4第3号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願」を採決します。

請願4第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、陳情4第3号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、陳情4第3号「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」を採決します。

陳情4第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、陳情4第3号は委員長の報告のとおり決定しました。

◎議事日程の追加

○議長（太田譲君） お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、本日議員より提出されております

発議第5号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」

発議第6号「へき地教育振興法に鑑みへき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について」の、合わせて2議案と「議員派遣の件」を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって、2議案と「議員派遣の件」を日程に追加します。

ここで、追加日程を事務局より配付していただきますのでしばらくお待ちください。

◎追加日程1・発議第5号、追加日程2・発議第6号

○議長（太田譲君） 追加日程1、発議第5号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」

追加日程2、発議第6号「へき地教育振興法に鑑みへき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について」の2件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、追加日程1発議第5号と追加日程2発議第6号の2件を一括議題とします。

○議長（太田譲君） 提出議員の朗読説明を求めます。2番藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 議長

○2番（藤澤幸恵君） 発議第5号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

本日提出

提出者 生坂村議会議員藤澤幸恵

賛成者 生坂村議会議員、望月典子、藤原良司、平田勝章

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」2021年度からの5年計画で、小学校は35人学級が実現することになりました。中学校は40人のままです。新しい生活様式における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。

長野県内では、小学校の新規陽性者数は依然として高い分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられているなどと分析され、学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など、不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

よって、国会および政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2023年度の予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1、どの子にも行き届いた教育をするために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月20日、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様

長野県東筑摩郡生坂村議会議員、太田譲

発議第6号「へき地教育振興法に鑑みへき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、県に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

本日提出

提出者 生坂村議会議員藤澤幸恵

賛成者 生坂村議会議員、望月典子、藤原良司、平田勝章

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書」へき地教育振興法は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導教材教具等についての調査研究および資料整備、教育の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員および職員の定数の決定の特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。

長野県は、2006年度より1級地への僻地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど大幅な減額を行いました。その結果、へき地教育に様々な歪みが生じています。へき地手当率の改善が行われなければ、へき地校での教職員配置を初め、へき地教育にますます大きな歪みが生じることは必至であり、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

以上の理由により、教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備の観点からも、近隣県並みに戻す必要があります。

記

1、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を僻地における教育の均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的僻地性が一層拡大する実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和4年9月20日、長野県知事様。

長野県東筑摩郡生坂村議会議員、太田譲、

以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

議長（太田譲君） 質疑、討論に入ります。

追加日程1 発議第5号、追加日程2 発議第6号について、質疑討論のある方の発言を許します。

議長（太田譲君） 反対討論はありませんか。

議長（太田譲君） 反対討論はないようですので賛成討論を省略し、討論を終わります。

〇〇採 決

議長（太田譲君） これより採決に入ります。

追加日程1、発議第5号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〇議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

〇議長（太田譲君） 次に、追加日程2、発議第6号「僻地教育振興法に鑑み僻地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〇議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程3・議員派遣の件

〇議長（太田譲君） 次に、追加日程3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付してあるとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〇議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布したとおり派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

〇議長（太田譲君） 次に、日程4、「閉会中の継続審査および調査の申し出」についてを議題とします。

〇議長（太田譲君） お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定により、これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

〇議長（太田譲君） 異議なしと認め議会運営委員長平田議員、総務建経常任委員長望月一将議員、社会文教常任委員長藤澤議員から申し出のありました、閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（太田譲君） 以上で本定例会に付された議事日程は全て終了しました。これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和4年第3回生坂村議会9月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。今月8日から始まりました9月定例会でございましたが、慎重にご審議をいただき、提出しました全ての議案を原案どおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

令和3年度の決算では、それぞれ良好な数値で財政健全化に向けて良い傾向でございましたが、池本代表監査委員さんの決算審査のご提言、また議会の常任委員会でご指摘をいただきました滞納整理の強化につきまして、納税は国民の義務でありますし、各種使用料もお支払いいただくよう県税徴収対策室とも連携をとりながら、困難案件の滞納整理のご指導をいただき、長野県地方税滞納整理機構をお願いするなど、県とも協力して、さらに滞納整理の強化に努めていかなければと考えております。

それは貴重な自主財源の確保と税負担の公平性の観点からも、引き続き担当部署で毎月、現状を把握し、滞納者ごとに相談に乗りながら、状況を確認し、分納計画を立てさせていただくなど、しっかり対処していかなければと考えているところでございます。

さて、例年ですとこれからの時期は、生坂村最大のイベント、赤とんぼフェスティバルや秋祭りなど多くの行事イベントが行われるところでございますが、3年続けて今年度も残念ながら新型コロナウイルス感染防止対策のために中止または縮小という状況でございます。また生坂敬老の日も、実行委員会でお決めいただき、感染防止対策のため生坂敬老の日は開催せず、お祝い品として、やまなみ荘商品券3000円分を送らせていただくための補正予算をお認めいただきました。

70歳以上の皆さんにも引き続き、やまなみ荘をご支援いただき、お祝い御膳などお好みの料理をお召し上がりいただきたいと思います。そういう中、道の駅いくさかの郷では、17日土曜日には毎月恒例の特産市。8日と25日の日曜日にはJ A松本ハイランド主催の山清路ブドウ即売会が行われるなど、露地物のイクサカラットのブドウの集出荷が最盛期であり、山村活性化対策事業によるPRの効果も現れ、道の駅いくさかの郷は1年で一番忙しく、にぎやかな時期となっております。

マイナンバーカードの交付率のアップを目指して、JCBの商品券1000円分の配布にご理解をいただき感謝申し上げます。当村としては、来年2月からコンビニエンスストアで、住民票などが発行できるようになりますし、今月末までに申請しますと、最大2万円分のポイントがもらえますから、村民の皆さんに、より一層申請していただくように努めてまいります。

そして、生坂村の未来のために、第6次総合計画や生坂村まちひとしごと創生総合戦略にあります村の目指すべき将来像を実現するために、喫緊に取り組んでいく課題もありますし、中長期的に法制を示していく課題もございます。私達執行側も生坂村のため、村民のたを常に念頭に置き、村政運営を進めているところであります。どうか、村民の皆さんから負託をいただいた議員各位と、課題の解決や方向づけについて引き続き検討協議をお願いする次第でございます。

議員各位にはご健勝にてご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたりましての御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただくことに対し深く感謝申し上げます。以上をもちまして、令和4年第3回生坂村議会定例会を閉会とします。なおこの後、全員協議会を開催します。開会は11時から第2会議室で行いますのでお集まりください。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 6 年 9 月 20 日

議 長

大 田 隆

署名議員

望 月 典 子

署名議員

宇 引 文 威